

令和7年度第5回

野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日時 令和8年3月30日(月)

午後2時00分から

場所 市役所 高層棟4階 庁議室

1 個人情報取扱事務について(公開)

報告事項

- (1) 食料品等物価高騰重点支援給付金支給に関する事務について
(情報政策課)
- (2) 被災者生活再建支援制度等事務について
(危機管理課)
- (3) 野田市罹災証明書等交付事務について
(危機管理課)
- (4) 公園内防犯カメラ設置及び運用事務について
(みどりと水のまちづくり課)
- (5) 野田市スポーツ・文化活動推進奨励金事務について(スポーツ推進課)
- (6) 防災協力農地制度に係る事務について(都市計画課)
- (7) 立地適正化計画に係る事務について(都市計画課)
- (8) 野田市木造住宅耐震診断費及び耐震改修工事費補助金等交付事務について(都市計画課建築指導担当)
- (9) 野田市医療的ケア児等在宅レスパイト事業に関する事務について
(障がい者支援課)
- (10) 野田市喀痰吸引等研修受講料等助成金交付事業に関する事務について
(障がい者支援課)
- (11) 野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度について
(人権・男女共同参画推進課)
- (12) 特定健康診査に関する事務について(保健センター)
- (13) 子ども未来教室事業に関する事務について(生涯学習課)
- (14) 感震ブレーカー購入費等助成金支給に係る事務について
(消防本部予防課)

2. 諮問事項（非公開）

保有個人情報不開示決定処分、保有個人情報開示決定取消決定処分、開示決定処分に対する審査請求、保有個人情報訂正決定処分、一部不訂正決定処分及び不訂正決定処分に対する審査請求について

個人情報取扱事務登録簿

区 分 共通 個別

市の機関の名称		市長	届出部課等の名称		総務部 情報政策課
関係課等の名称					
届出年月日		R8.3.13	開始年月日		R8.3.13
				最終変更年月日	
事務の名称					
食料品等物価高騰重点支援給付金支給に関する事務					
事務の目的					
令和7年11月に国において閣議決定された「強い経済」を実現するための総合経済対策として示された、生活の安全保障・物価高への対応として、市民1人当たり5千円を支給することで、足元の物価高への対応を行うもの。					
事務の概要					
<p>令和8年2月1日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、その者が構成する世帯の世帯主に対し、世帯の人数に5千円を乗じた金額を給付金として支給する。</p> <p>個人番号に公的給付受取口座を登録している場合は、当該口座情報を情報連携により取得する。公金受取口座の登録を行っていない者にあつては、令和2年度以降に行った各種給付金の支給実績口座を取得する。</p> <p>市において口座を把握できたものについては、当該口座に支給する旨を「支給のお知らせ」にて通知し、支給口座の変更又は給付の辞退を除き、手続を不要とする。</p> <p>上記以外の口座情報が把握できない者については、「支給要件確認書」を送付する申請方式とする。申請には、本人確認書類、口座情報が分かる書類の添付を求め、当該口座に支給する。</p> <p>各種手続については、窓口、郵送又は電子による方法とし、市報、市ホームページ、メール、SNSサービス等により周知する。</p>					
対象者					
食料品等物価高騰重点支援給付金受給権者					
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 振込先口座 <input checked="" type="checkbox"/> DV避難事例に関する情報 <input checked="" type="checkbox"/> 施設入所等に関する情報			
	その他	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類等の提出書類に記載された情報			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人の親族 <input checked="" type="checkbox"/> 市の機関又は議会（市民課、子ども家庭総合支援課、障がい者支援課、地域包括支援課） <input checked="" type="checkbox"/> 他の行政機関等又は他団体の議会（都道府県） <input type="checkbox"/> 公の情報（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ <input type="checkbox"/> 市の機関又は議会（ ） <input type="checkbox"/> 他の行政機関等又は他団体の議会（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項）					
<input type="checkbox"/> 1項（法令） <input type="checkbox"/> 2項1号（本人同意・本人提供） <input type="checkbox"/> 2項2号（相当理由利用） <input type="checkbox"/> 2項3号（相当理由提供） <input type="checkbox"/> 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）					
外部委託等		<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託（ <input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング ） <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理 -1-			

電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有⇒結合先：
個人情報ファイル簿	<input checked="" type="checkbox"/> 有⇒ファイルの名称：物価高騰対応重点支援給付金に関する事務ファイル

食料品等物価高騰重点支援給付金に関する事務に係る
個人情報取扱事務の登録について

【食料品等物価高騰重点支援給付金について】

令和7年11月21日付けで閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策において、生活の安全保障・物価高への対応として、物価高に大きく影響を受ける家計・事業者等を支援する「重点支援地方交付金」が示されました。これに伴い、市民一人当たり5千円を支給することで、足元の物価高への対応を行うものです。

【制度概要】

令和8年2月1日（以下「基準日」という。）時点で野田市の住民基本台帳に記載されている者一人当たり5千円を住民票上の世帯主に世帯員分を支給するものです。

また、基準日時点で住民基本台帳に記載されている世帯において、基準日の翌日以降、令和8年3月31日までに出生した者については、給付金の支給対象に算定するものとします。

【事務の流れ】

- 1 市は、住民基本台帳から基準日時点の記載情報を抽出し、給付金支給台帳を作成します。
- 2 市は、個人番号に紐付いている公金受取口座の情報及び令和2年以降に実施された給付金の支給実績口座の情報を給付金支給台帳に記録し、事務委託事業者に提供します。
- 3 委託事業者は、提供を受けた給付金支給台帳により、支給対象者の属する世帯の世帯主宛てに通知を発送します。
※市で口座情報を把握できた場合は、原則手続不要であるプッシュ型とし「支給のお知らせ」を通知します。口座情報を把握できない場合は、申請型となる「支給要件確認書」を通知します。
- 4 市は、市報、市ホームページ、東武鉄道各駅のポスター、SNS等により制度周知を図ります。
- 5 委託事業者は、必要な手続について、窓口、郵送のほか、オンライン申請により受付を行い、支給の要件等の審査を行います。
- 6 委託事業者は、支給データを作成し、市に納品します。
- 7 市は、支給データを基に対象者へ給付金の振り込みを行います。

【登録簿の収集項目の登録理由】

上記によるほか、

- ① DV等避難者については、子ども家庭総合支援課よりDV等避難者の台帳の提供を受け、「DV等避難事例に関する情報」を登録します。
- ② 措置入所者については、地域包括支援課及び障がい者支援課より措置台帳の提供を受け、「施設入所等に関する情報」を登録します。
- ③ 公金受取口座については、令和8年1月9日付け、デジタル庁外2機関発出事務連絡「「強い経済」を実現する総合経済対策に基づく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る特定公的給付への包括指定について」により、特定公的給付の包括指定の対象に含めると示されました。これらにより、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第10条の規定における「内閣総理大臣が指定する公的給付」に指定されたことから、給付金の支給に要する口座情報を個人番号を利用して管理できるため、「個人番号」を登録します。
- ④ 公金受取口座を登録していない者については、令和2年度以降に実施した給付金に係る支給実績口座を用いることから、「過去の給付金の支給実績口座情報」を登録します。

【本人以外の収集先と収集する情報について】

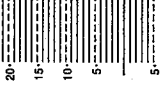
市民課：氏名、住所、個人番号、個人識別符号、家族情報

子ども家庭総合支援課：DV等避難事例に関する情報

障がい者支援課：施設入所等に関する情報

地域包括支援課：施設入所等に関する情報

都道府県：施設入所等に関する情報



郵便はがき

料金後納
郵便



令和8年 月 日

食料品等物価高騰重点支援給付金振込のお知らせ

食料品等物価高騰重点支援給付金について、令和8年2月1日(以下「基準日」という。)時点の住民基本台帳の登録状況に基づき、貴世帯は支給対象世帯に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありませんが、「連絡が必要な場合」に該当する場合には、ご連絡をいただく必要がありますので、ご確認ください。ご連絡がない場合は、支給内容、支給に同意したものとみなします。



野田市長 鈴木 有

〒000-0000
千葉県野田市...
〇〇 〇〇 様

給付金に関するお知らせ

野田市役所 総務部 情報政策課
〒278-8550 千葉県野田市鶴翠7番地の1

(問い合わせ先)

野田市物価高騰重点支援給付金コールセンター

フリーダイヤル 0120-400-628

受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土日、祝日を除く)

ご案内は内側にあります。こちらからゆっくりとはがきでご覧ください。



表



食料品等物価高騰重点支援給付金とは、生活の安全保障・物価高への対応として、物価高に大きく影響を受ける家計を支援するため、国の重点支援地方交付金を活用した、市民1人あたり5,000円を支給する給付金です。

■この通知により支給する世帯

- 基準日において、野田市に住民登録がある世帯であること。
- 世帯主の公金受取口座が登録されていることが確認できた世帯又は野田市で実施した過去の給付金で支給実績がある世帯であること。

■連絡が必要な場合

以下のいずれかに該当する場合は、令和8年4月3日(金)までにお問い合わせ先までご連絡ください。必要書類を送付いたします。

- 本給付金を受給しない場合
 - 支給対象者について相違を認める場合
 - 振込口座を変更する場合
- ※振込口座の変更につきましては、以下の二次元コードから電子申請で手続きすることもできます。下記のIDとパスワードを入力し、ログインしてください。

ID:

パスワード:(世帯主様の生年月日(西暦8桁))

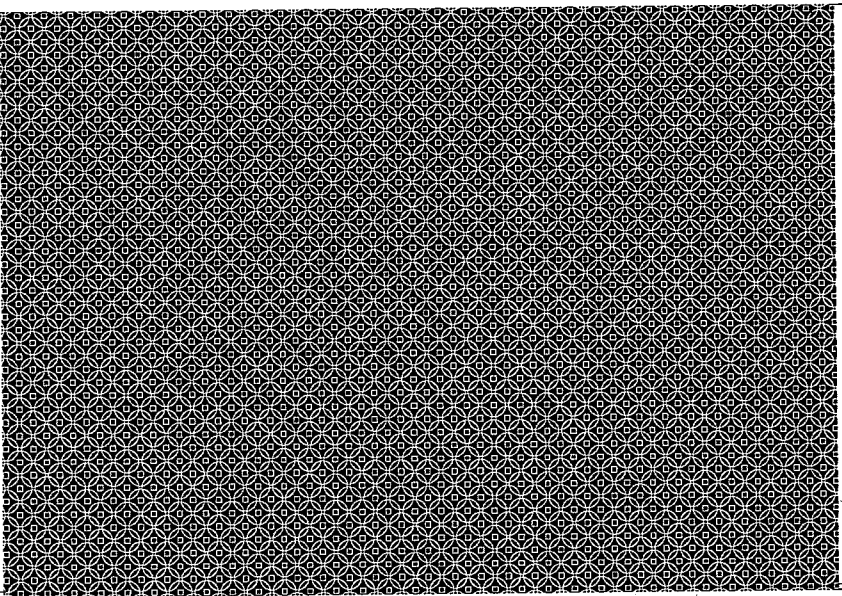


(問い合わせ先)
野田市物価高騰重点支援給付金コールセンター
フリーダイヤル 0120-400-628
受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日、祝日を除く)





裏



申請者ID:

食料品等物価高騰重点支援助付金支給要件確認書

物価高騰重点支援助付金について、令和8年2月1日の住民基本台帳の登録状況に基づき、支給対象世帯に該当するため、お知らせします。以下の内容を確認して、令和8年5月29日(消印有効)までに、オンライン申請をされるか、この確認書を返送してください。

■支給方法、支給口座、支給額

支給方法	口座振込
支給口座	本書にてご指定いただく口座
支給額	5,000円×世帯人数(令和8年2月1日時点)

■給付金の振込先口座の指定(原則、世帯主の口座とします。)

金融機関名 (ゆうちょ銀行等)	支店名	分類	口座番号 (左記で印字してください)	(フリガナ) 口座名義
1. 銀行 2. 信託 3. 信用 4. 郵便 5. その他	本支店 出張所	1. 普通 2. 当座		(フリガナ)
銀行コード	支店コード			
ゆうちょ銀行 (ゆうちょ銀行以外)	通帳番号 (左記で印字してください)		通帳番号 (左記で印字してください)	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を指定された場合は、貯金通帳の品番より上またはキャッシュカードに印字された記号、番号をお書きください。	1	0		(フリガナ)

■代理で確認を行う場合

代理人 (フリガナ)	代理人氏名 (フリガナ)	代理人生年月日	代理人住所
	大正・昭和・平成	年 月 日	
	日中に連絡可能な電話番号		
	上記の者を代理人と認め、本給付金の確認・請求を委任します。		支給対象者 ※お名前印に代えて署名することができます。

※代理で確認・受給ができる方(支給対象者との関係)

- ①同一世帯 ……受給対象の世帯構成者
- ②法定代理人 ……親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人
- ③その他 ……親族その他、平素から支給対象者の身の回りの世話をしている方で市長が特に認める方

■必ず世帯主の方がご確認のうえ、枠内にご署名ください。

世帯主氏名	令和8年 月 日
確認日	
連絡先電話番号	

※裏面の記入のしかたを参照ください。

→必ず裏面に確認書類を添付してください(添付が無い場合支給できません)。

野田市 情報政策課
総務部
〒278-8550
千葉県野田市鶴拳7-1

! 確認書に記載されている二次元コードを読み取り、オンライン申請をしていただくと、支給までの日数が短縮されますのでご利用ください。

食料品等物価高騰重点支援助付金のお知らせ

生活の安全保障・物価高への対応として、物価高に大きく影響を受ける家計を支援するため、国の重点支援助付金を活用して、市民1人あたり5,000円を支給します。

確認書を送付いたしますので、オンライン申請をご利用いただくか、確認書(本書右部分)へ必要事項を記入いただき、同封の返信用封筒で返送してください。

受付後、順次支給いたします。ただし、不備が認められた場合には、支給が遅れることがあります。なお、オンライン申請または返送がない場合は本給付金の受給を辞退したとみなします。

提出期限：令和8年5月29日(金) (消印有効)

オンライン申請用二次元コード

下記の二次元コードを読み取り、申請者IDとパスワードを入力し、ログインしてください。オンライン申請をご利用いただくことでスムーズに受給することができます。
※こちらから申請いただくと、確認書の返送が不要となります。



申請者ID:

パスワード:(世帯主様の生年月日(西暦8桁))

〇 問い合わせ先

野田市物価高騰重点支援助付金コールセンター
0120-400-628 (8:30~17:15 ※土日、祝日を除く)

〇 野田市役所ホームページ

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/seikatsu/kurashi/1050083.html>



添付書類(必ず添付してください)

本人(代理人) 確認書類(いずれか1点)

写し貼り付け

運転免許証、マイナンバーカード、年金手帳等(外国籍の方は在留カード)の写し



● 運転免許証

● マイナンバーカード

● 在留カード(おもてうら)

※代理で確認を行う場合は、代理人の本人確認の写しと代理人たる資格を確認できる書類の写しも添付してください。
 ※運転免許証や健康保険証などの裏面に記載のある場合は、裏面の写しも必要です。
 ※外国籍の方は、在留カードの(おもてうら)の写しが必要です。

振込先金融機関口座確認書類

写し貼り付け

通帳(口座番号及び名義人が書かれた部分)またはキャッシュカードの写し 等
 ※ゆうちょ銀行は、通帳の表紙内側、見開き2ページの写しを添付してください。
 ※書き間違いないなどによる振込不能を防ぐため、ご協力ください。

記入のしかた

令和8年 月 日
 野田市市長 鈴木 有

申請者ID:

食料品等物価高騰重点支援給付金支給要件確認書

物価高騰重点支援給付金について、令和8年2月1日の住民基本台帳の登録状況に基づき、支給対象世帯に該当するため、お知らせします。以下の内容を確認して、令和8年5月29日(押印有効)までに、オンライン申請をされるか、この確認書を返送してください。

■支給方法、支給口座、支給額

支給方法 口座振込
 支給口座 本書にてご指定いただく口座
 5,000円×世帯人数(令和8年2月1日時点)

■口座情報等を記入してください。

■給付金の振込先口座の指定(原則、世帯主の口座とします。)

振込先口座名(振込先口座名)	支店名	分類	口座番号(支店名を省略)	口座名義
1. 振込先口座名(振込先口座名)	支店名	1. 普通 2. 当座 3. 定期 4. 貯蓄	口座番号(支店名を省略)	口座名義
銀行コード	支店コード	1. 普通 2. 当座 3. 定期 4. 貯蓄	口座番号(支店名を省略)	口座名義
ゆうちょ銀行		1. 普通 2. 当座 3. 定期 4. 貯蓄	口座番号(支店名を省略)	口座名義

■代理確認の場合、記入してください。

■代理で確認を行う場合

代理人(フリガナ)	代理人(漢字)	代理人(印)
代理人(フリガナ)	代理人(漢字)	代理人(印)
代理人(フリガナ)	代理人(漢字)	代理人(印)
代理人(フリガナ)	代理人(漢字)	代理人(印)

■世帯主の方の氏名、確認日、電話番号を記入してください。

■必ず世帯主の方がご確認のうえ、枠内にご署名ください。

世帯主氏名	令和8年 月 日
確認日	
連絡先電話番号	

※事前に記入のしかたを参照ください。
 ※必ず裏面に確認書類を添付してください(添付が無い場合支給できません)。

令和8年3月10日

(届出先) 野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	被災者生活再建支援制度等事務 (1150-020)
届出部課等の名称	危機管理部 危機管理課
変更年月日	令和8年1月1日
変更の理由	被災者生活再建支援システムの導入に伴い、事務の電算化を行ったため。
変更内容	<ul style="list-style-type: none">・「収集項目」に「口座情報」及び「登記情報」を加える。・「収集先」に「本人の親族」、「市の機関（市民課、課税課）」を加える。・「電子計算機結合」を「有」、「結合先：被災者生活再建支援システム（NTT東日本株式会社）」に変更する。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区 分		<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
市の機関の名称	市長	届出部課等の名称	危機管理部 危機管理課		
関係課等の名称					
届出年月日	H27.3.18	開始年月日	H23.3.11	最終変更年月日	R8.1.1
事務の名称	被災者生活再建支援制度等事務				
事務の目的	自然災害により住家に著しい被害を受けた者に対し、住民生活の安定に資するため生活の再建を支援する。				
事務の概要	<p>○被災者生活再建支援制度（国） 被災者からの申出により、市は住家の被害状況を確認し、支給申請書類を市が受け付け、千葉県へ送付し、千葉県が県内分を取りまとめ、国へ送付し、国が書類を審査し支給を決定し、被災者に支援金を支給する。</p> <p>○液状化等被害住宅再建支援事業（県・市） 被災者からの申出により、市は住家の被害状況を確認し、支給申請書類を市が受け付け、書類を審査し交付を決定する。 被災者による復旧工事後、市へ支援金を申請し、市から被災者へ支援金を支給する。 市から県へ補助金を申請し、県が交付を決定し、市から県へ完了報告及び請求をし、県から市へ補助金を交付する。</p> <p>○被災者生活再建支援事業（県・市） 被災者からの申出により、市は住家の被害状況を確認し、支給申請書類を市が受け付け、書類を審査し交付を決定する。 被災者から市へ支援金を申請し、市から被災者へ支援金を支給する。 市から県へ補助金を申請し、県が交付を決定し、市から県へ完了報告及び請求をし、県から市へ補助金を交付する。</p>				
対象者	被災者生活再建支援制度（国）における支援対象世帯、千葉県液状化等被害住宅再建支援事業（野田市液状化等被害住宅再建支援事業）における支援対象世帯及び千葉県被災者生活再建支援事業（野田市被災者生活再建支援事業）における支援対象世帯				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 住家の被害状況、修繕費等に関する事 <input checked="" type="checkbox"/> 口座情報 <input checked="" type="checkbox"/> 登記情報			
	その他	<input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____			
収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人の親族 <input checked="" type="checkbox"/> 市の機関又は議会（市民課、課税課） <input type="checkbox"/> 他の行政機関等又は他団体の議会（ ） <input type="checkbox"/> 公の情報（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
経常的な目的外利用・提供先	<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： _____ 主な利用項目（ _____ ） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： _____ 主な提供項目（ _____ ） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <input type="checkbox"/> 市の機関又は議会（ _____ ） <input type="checkbox"/> 他の行政機関等又は他団体の議会（ _____ ） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） </div>				
	目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） <input type="checkbox"/> 1項（法令） <input type="checkbox"/> 2項1号（本人同意・本人提供） <input type="checkbox"/> 2項2号（相当理由利用） <input type="checkbox"/> 2項3号（相当理由提供）				

外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託 (<input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理
電子計算機結合	<input checked="" type="checkbox"/> 有⇒結合先：被災者生活再建支援システム (NTT東日本株式会社)
個人情報ファイル簿	<input type="checkbox"/> 有⇒ファイルの名称：

被災者生活再建支援制度等事務について

1 事務の内容

自然災害により住家に著しい被害を受けた者（被災者）からの申し出により、市は住家の被害状況の確認を実施し、書類を審査の上、交付決定となった被災者に支援金の支給を行う。

2 制度概要

(1) 国の被災者生活再建支援制度適用（市内で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合）

市が申請受付をし、千葉県に送付、千葉県が県内分の取りまとめを行い、国へ送付し、国が書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金を支給する。

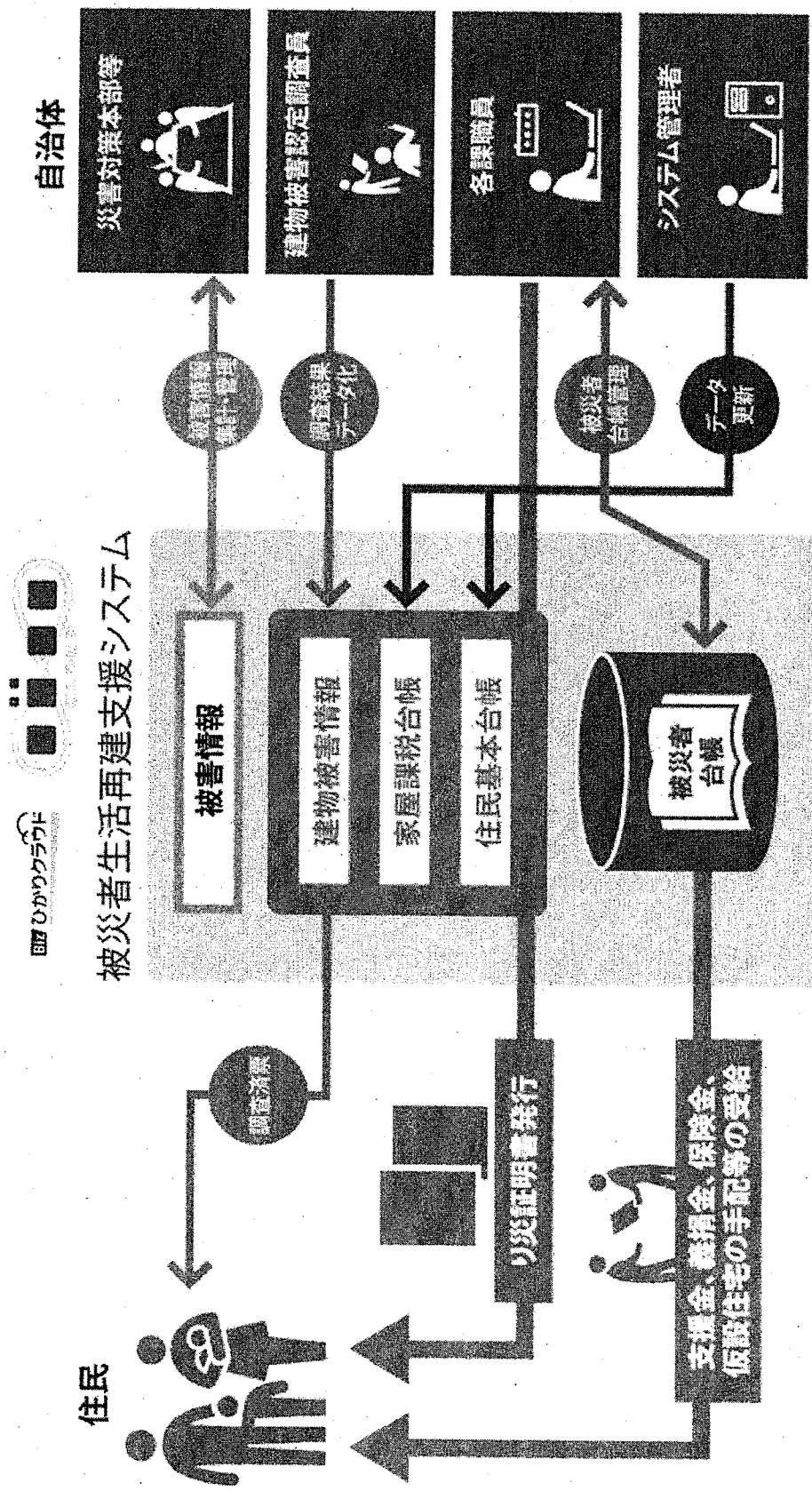
(2) 国の被災者生活再建支援制度適用外

市が申請受付をし、書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金を支給する。

3 収集する個人情報

氏名、住所、連絡先電話番号、家族情報、住家の被害状況、修繕費等、口座情報、登記情報に関する事

被災者生活再建支援システムシステム概要



支援履歴の管理、業務の状況認識の統一／生活再建支援業務全体のマネジメント

別記第1号様式（第5条第1項）

年 月 日

（宛先）野田市長

住 所
申請者 氏 名 ㊟
電話番号

世帯主以外の方が申請する場合は、その理由

野田市被災者生活再建支援金交付申請書

野田市被災者生活再建支援金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

被災時 の世帯 の状況	世帯員の数	1人 2人以上
	ふりがな	
住宅の 被害の 状況	世帯主の氏名	
	被災した住宅の住所	
住宅の 被害の 状況	被害の状況	全壊 大規模半壊 半壊等解体
	半壊等解体の場合は その理由	
住宅の再建方法		建設又は購入 補修 賃借
申請額	基礎支援金	円
	加算支援金	円
	合計	円
添付書類		

注 該当するものを○で囲んでください。

第2号様式(第6条)

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市被災者生活再建支援金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野田市被災者生活再建支援金については、次のとおり決定したので、野田市被災者生活再建支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

- | | | |
|----------|----|-----|
| 1 決定事項 | 交付 | 不交付 |
| 2 交付決定額 | | 円 |
| 3 不交付の理由 | | |

第3号様式（第7条第1項）

年 月 日

（宛先）野田市長

住 所
請求者 氏 名 ⑩
電話番号

野田市被災者生活再建支援金交付請求書

野田市被災者生活再建支援金について、次のとおり請求します。

- 1 交付請求額 円
- 2 振込先

金融機関名	
口座番号	普通 当座
ふりがな	
口座名義人	

令和8年3月10日

(届出先) 野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	固定資産税・都市計画税賦課事務 (0500-003)
届出部課等の名称	企画財政部 課税課
変更年月日	令和8年1月1日
変更の理由	被災者生活再建支援システムの導入により、事務の電算化及び情報連携が可能となったことから「固定資産税・都市計画税賦課事務」において保有する「建物の登記情報」を利用して確認するため。
変更内容	・「経常的な目的外利用・提供先」の欄に、「被災者生活再建支援制度等事務」及び「野田市罹災証明書等交付事務」を、「主な利用項目」に「登記情報」を、目的外利用の理由に「2号(本人同意)」を加える。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
市の機関の名称	市長	届出部課等の名称	企画財政部課税課		
関係課等の名称					
届出年月日	H13.4.1	開始年月日	S25.7.31	最終変更年月日	R8.3.10
事務の名称	固定資産税・都市計画税賦課事務				
事務の目的	地方税に関する法令及び野田市税賦課徴収条例に定めるところによって固定資産税・都市計画税の賦課等を行うもの。				
事務の概要	<p>市内に所在する土地及び家屋の登記情報及び建築確認申請等と償却資産を有する者からの申告に基づき賦課に係る基礎情報を入手し、固定資産税賦課の資料として利用するとともに、固定資産名寄帳兼課税台帳及び公図等を電磁的記録の方法により作成・保存し、固定資産価格及び納税義務者を決定し、通知書を送付する。また、納税義務者からの申請に基づき、固定資産税額の減免等を行う。</p> <p>評価等に関する証明書の交付を希望する者から申請を受け、証明書を交付する。</p>				
対象者	市内に所在する固定資産の所有者、証明書の申請者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 相続人、現所有者に関する情報 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____			
	その他	<input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____			
収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人の親族 <input checked="" type="checkbox"/> 市の機関又は議会（市民課、都市計画課、生活支援課、みどりと水のまちづくり課、市民生活課、農業委員会、予防課） <input checked="" type="checkbox"/> 他の行政機関等又は他団体の議会（法務局、税務署、都道府県・市区町村） <input checked="" type="checkbox"/> 公の情報（ _____ ） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）				
経常的な目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： <u>被災者生活再建支援制度等事務</u> 主な利用項目（ <u>登記に関する情報</u> ） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： <u>_____</u> 主な提供項目（ _____ ） <input type="checkbox"/> 市の機関又は議会（ _____ ） <input type="checkbox"/> 他の行政機関等又は他団体の議会（ _____ ） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）				
	目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） <input type="checkbox"/> 1項（法令） <input checked="" type="checkbox"/> 2項1号（本人同意・本人提供） <input type="checkbox"/> 2項2号（相当理由利用） <input type="checkbox"/> 2項3号（相当理由提供） <input type="checkbox"/> 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）				

令和8年3月10日

(届出先) 野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	野田市罹災証明書等交付事務 (1150-019)
届出部課等の名称	危機管理部 危機管理課
変更年月日	令和8年1月1日
変更の理由	被災者生活再建支援システムの導入に伴い、事務の電算化を行ったため。
変更内容	<ul style="list-style-type: none">・「収集先」に「市の機関（市民課、課税課）」を加える。・「電子計算機結合」を「有」、「結合先：被災者生活再建支援システム（NTT東日本株式会社）」に変更する。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区 分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別	
市の機関の名称	市長	届出部課等の名称	危機管理部 危機管理課		
関係課等の名称					
届出年月日	H30.1.19	開始年月日	H30.1.19	最終変更年月日	R8.3.10
事務の名称	野田市罹災証明書等交付事務				
事務の目的	災害により所有又は使用する家屋、工作物等に被害を受けた者からの申請に応じて、罹災証明書又は罹災届出証明書を交付する。				
事務の概要	罹災証明書については、罹災者は市に罹災証明書等交付申請書の提出を行い、市は現地確認の上、書類内容を審査し発行する。 罹災届出証明書については、罹災者は市に罹災証明書等交付申請書の提出を行い、市は申請書類を確認の上発行する。				
対象者	交付申請者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 家屋、工作物等の被害状況 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____			
	その他	<input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____			
収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人の親族 <input checked="" type="checkbox"/> 市の機関又は議会 (市民課、課税課) <input type="checkbox"/> 他の行政機関等又は他団体の議会 () <input type="checkbox"/> 公の情報 () <input type="checkbox"/> その他 ()				
経常的な目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： <u>被災者生活再建支援制度</u> 主な利用項目 (氏名・住所・連絡先・家屋等への被害状況) <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目 () <input type="checkbox"/> 市の機関又は議会 () <input type="checkbox"/> 他の行政機関等又は他団体の議会 () <input type="checkbox"/> その他 ()				
	目的外利用・提供の理由 (法第69条第1項又は第2項) <input checked="" type="checkbox"/> 1項 (法令) <input checked="" type="checkbox"/> 2項1号 (本人同意・本人提供) <input type="checkbox"/> 2項2号 (相当理由利用) <input type="checkbox"/> 2項3号 (相当理由提供) <input type="checkbox"/> 2項4号 (統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供)				
外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託 (<input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理				
電子計算機結合	<input checked="" type="checkbox"/> 有⇒結合先： <u>被災者生活再建支援システム (NTT東日本株式会社)</u>				
個人情報ファイル簿	<input checked="" type="checkbox"/> 有⇒ファイルの名称： <u>野田市罹災証明書等交付事務ファイル</u>				

野田市罹災証明書等交付に関する事務について

1 事務の内容

罹災証明書については、家屋を対象とし、国の基準に基づき、市が現地に赴き被害状況を調査し、被災状況を確認・認定したうえで発行する。

罹災届出証明書については、災害との因果関係が確認できないもの及び家屋以外の家財や工作物・動産について、罹災状況を写真により確認し、罹災者から罹災した旨の届け出を受理したことについて証明する。

2 事務の流れ

- (1) 罹災者より罹災証明書等交付申請書の提出を受ける。
- (2) 罹災証明書は、現地を確認・調査の上、発行する。
- (3) 罹災届出証明書は、申請書類を確認の上、発行する。

3 収集する個人情報

氏名、住所、生年月日、連絡先電話番号

(宛先) 野田市長

罹災証明書交付申請書

次のとおり被害を受けたので、罹災証明書の交付を申請します。

世帯主住所	
世帯主氏名	
世帯主以外で証明を必要とする者の氏名等	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※1の所在地	
自己判定方式※2	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
浸水区分	

※1 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住居の応急修理等の対象となる住家）

※2 内閣府の通知に基づき、被災者等が撮影した写真などにより住家の被害が準半壊に至らない（一部損壊）であると判定が可能であり、被災者自ら判定結果に合意できる場合に限る。

証明書の必要枚数	枚
----------	---

同 意 書

災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金その他の被災者生活再建支援に関する制度の案内に必要なときに市の職員が罹災証明書交付申請の際に提出した情報を利用することについて同意します。

署 名 _____

(宛先) 野田市長

罹災届出証明書交付申請書

次のとおり被害を受けたので、罹災届出証明書の交付を申請します。

届出をする者の住所 又は法人の所在地	
届出をする者の氏名 又は法人名	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災物件の所在地	
罹災物件の種別	
罹災状況	

証明書の 必要枚数	枚
--------------	---

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
世帯主以外で証明を 必要とする者の氏名等	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 ^{※1} の 所在地	
住家 ^{※1} の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
自己判定方式 ^{※2}	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
浸水区分	

※1 住家とは、現実には居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住居の応急修理等の対象となる住家）

※2 内閣府の通知に基づき、被災者等が撮影した写真などにより住家の被害が準半壊に至らない（一部損壊）であると判定が可能であり、被災者自ら判定結果に合意できる場合に限る。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

野田市長

罹災届出証明書

届出をする者の住所 又は法人の所在地	
届出をする者の氏名 又は法人名	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災物件の所在地	
罹災物件の種別	
罹災状況	

上記のとおり、届出があったことを証明します。

年 月 日

野田市長

NO	交付日	現行審議	借主借主又は借主借主又は借主借主	借主借主又は借主借主	借主借主以外で借主借主等借主借主	り 貸	借主借主日	借主借主	借主借主の借主借主又は借主借主の借主借主	借主借主の借主借主又は借主借主の借主借主	り 貸 状 況 借主借主の借主借主 借主借主の借主借主 借主借主の借主借主	借主借主 借主借主 借主借主	借主借主 借主借主 借主借主	借主借主 借主借主 借主借主	借主借主 借主借主 借主借主	借主借主 借主借主 借主借主	借主借主 借主借主 借主借主	借主借主 借主借主 借主借主
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		

公園内防犯カメラ設置及び運用事務の概要

【設置の趣旨】

野田市スポーツ公園に設置してある自己完結型トイレについて、浄化システムの機能破壊を目的としたとみられるいたずらが続いており、野田警察署へ被害届を提出し、警察による捜査が続けられているが、いたずら被害は続いている状況。そのため、公園内の人物の往来を撮影する防犯カメラを設置することにより、いたずら行為の抑止をしようとするもの。

【野田市スポーツ公園における被害事例】

- 令和7年4月9日 異物混入（中性洗剤）
- 令和7年5月10日 異物混入（中性洗剤・ペンキ）
- 令和7年5月24日 排水不良（紙を大量に流され）
- 令和7年6月2日 排水不良（紙を大量に流され）
- 令和7年8月19日 異物混入（中性洗剤）
- 令和7年12月23日 便槽異物混入
- 令和8年1月15日 便槽異物混入

令和8年2月25日

(届出先) 野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	野田市スポーツ・文化活動推進奨励金 (1901-016)
届出部課等の名称	自然経済推進部 スポーツ推進課
変更年月日	令和6年4月1日
変更の理由	令和5年4月に健康スポーツ文化都市を宣言したことから、更なるスポーツ・文化活動の推進を図るため、奨励金の支給対象を関東大会の出場者にも拡大するとともに、奨励金の名称も変更したため。
変更内容	① 事務の名称の欄中、「野田市文化・スポーツ推進奨励金交付事務」を「野田市スポーツ・文化活動推進奨励金支給事務」に変更。 ② 事務の目的の欄中、奨励金の支給対象となる大会を「国際大会又は全国大会」から「関東規模以上の大会」に変更。 ③ その他、「交付」を「支給」に変更。
備考	

個人情報を取り扱う事務の変更届出について

1 事業名

野田市スポーツ・文化活動推進奨励金

2 従来の実業の実施内容と個人情報を収集する場面

スポーツや文化等の活動で全国大会や国際大会に出場した市内在住者や市内団体に対し、平成30年度から奨励金を支給しています。

個人情報については、奨励金の支給申請の際、及び支給請求の際に、氏名・住所・連絡先・振込先口座等の情報を収集しています。

3 変更する理由

市では、令和5年度に健康スポーツ文化都市を宣言したことから、更なるスポーツ・文化活動の推進を図るため、令和6年4月から、これまで全国大会以上としていた支給対象を関東規模以上の大会に拡大するとともに、支給額についても、団体の支給上限額を引き上げる制度拡充を行い、名称も「野田市文化・スポーツ推進奨励金」から「野田市スポーツ・文化活動推進奨励金」に変更しました。

申請手続や収集する個人情報に変更はありませんが、事務の名称及び目的・概要について変更が生じたことから、個人情報取扱事務登録簿の変更を行うものです。

4 変更箇所

- ① 事務の名称の欄中、「野田市文化・スポーツ推進奨励金交付事務」を「野田市スポーツ・文化活動推進奨励金支給事務」に変更する。
- ② 事務の目的の欄中、奨励金の支給対象となる大会を「国際大会又は全国大会」から「関東規模以上の大会」に変更する。
- ③ その他、奨励金の根拠規定が「野田市文化・スポーツ推進奨励金交付要綱」から「野田市スポーツ・文化活動推進奨励金支給規則」となったことに伴い、「交付」という文言は全て「支給」に変更する。

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

野田市スポーツ・文化活動推進奨励金支給申請書

野田市スポーツ・文化活動推進奨励金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

1 大会の名称	
2 大会の区分	<input type="checkbox"/> 国際大会 <input type="checkbox"/> 全国大会 <input type="checkbox"/> 関東大会
3 個人又は団体の区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体 (人)
4 開催場所	
5 開催期間	
6 出場した種目	
7 出場した日	

添付書類

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所
請求者 氏 名
電話番号

野田市スポーツ・文化活動推進奨励金支給請求書

野田市スポーツ・文化活動推進奨励金について、次のとおり請求します。

1 支給請求額 円

2 振込先

金融機関名	
口座番号	普通 当座
ふりがな	
口座名義人	

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
市の機関の名称	市長	届出部課等の名称	都市部都市計画課		
関係課等の名称	危機管理課				
届出年月日	令和8年3月10日	開始年月日	令和8年1月30日	最終変更年月日	
事務の名称	防災協力農地制度に係る事務				
事務の目的	大規模災害時に備え、仮設住宅用地や復旧の資機材置き場として活用できる農地を確保するため、農地所有者と事前に協定を締結するためのもの				
事務の概要	農地所有者と協議を行い、災害時における防災協力農地協定書を締結し、市と農地所有者と各自1通ずつ保有する				
対象者	自己の所有する農地を防災協力農地にしようとする者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 登記に関する情報 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____			
	その他	<input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____			
収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人の親族 <input type="checkbox"/> 市の機関又は議会 (_____) <input checked="" type="checkbox"/> 他の行政機関等又は他団体の議会 (法務局 _____) <input type="checkbox"/> 公の情報 (_____) <input type="checkbox"/> その他 (_____)				
経常的な目的外利用・提供先	<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称: _____ 主な利用項目 (_____) <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称: _____ 主な提供項目 (_____) <input type="checkbox"/> 市の機関又は議会 (_____) <input type="checkbox"/> 他の行政機関等又は他団体の議会 (_____) <input type="checkbox"/> その他 (_____)				
	目的外利用・提供の理由 (法第69条第1項又は第2項) <input type="checkbox"/> 1項 (法令) <input type="checkbox"/> 2項1号 (本人同意・本人提供) <input type="checkbox"/> 2項2号 (相当理由利用) <input type="checkbox"/> 2項3号 (相当理由提供) <input type="checkbox"/> 2項4号 (統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供)				
外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託 (_____) <input type="checkbox"/> (クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理				
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有⇒結合先: _____				
個人情報ファイル簿	<input type="checkbox"/> 有⇒ファイルの名称: _____				

●防災協力農地制度に係る事務

本事務は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害時に備え、仮設住宅用地や復旧の資機材置き場として活用できる農地を確保するため、「防災協力農地制度」に基づき、農地所有者と防災協力農地の利用に関する協定書を締結することを目的とするもの。

●防災協力農地の利用に関する協定書の締結

○概要

防災協力農地制度に基づき、生産緑地の農地所有者と協議を行い、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害時における防災協力農地協定書を締結し、市と農地所有者と各自1通ずつ保有する。

届出者

自己の所有する農地を防災協力農地にしようとする者

○事務の流れ

防災協力農地としては一定の条件を満たす必要があるため、生産緑地の農地所有者と市とで協議を行い、防災協力農地協定書を締結する。

災害時における防災協力農地の利用に関する協定書

野田市（以下、「甲」という。）、（以下、「乙」という。）は、災害時における防災協力農地の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、野田市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）において、乙が所有する農地を防災協力農地として甲が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この締結において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいう。
 - (2) 防災協力農地 災害時に甲が市民の安全確保と円滑な災害復旧活動のため使用することにつき、甲の要請により乙がその使用について承諾した農地をいう。
 - (3) 仮設住宅建設用地 災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅を建設するための用地をいう。
 - (4) 復旧対策用地 災害により生じた物的損失を復旧するための物資の保管及び作業に使用する用地をいう。
- 2 本協定において、乙が管理し、防災協力農地として使用を承諾する農地は、次表に掲げる農地とする。

所在地	地目	面積
野田市		m ²

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時に防災協力農地として利用する必要があるときは、農地利用協力要請書（様式第1号。以下、「要請書」という。）により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は乙に電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに乙に要請書を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、当該要請に応じることが困難な事情がない限り、速やかに協力するものとする。

(協力の内容)

第4条 甲は、乙に対し、防災協力農地に関して、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 仮設住宅建設用地として農地を使用すること
 - (2) 復旧対策用地として農地を使用すること
 - (3) その他、甲が特に協力を必要とし、甲乙協議により利用を定めて農地を使用すること
2. 乙は、甲の要請があった場合は、農地の安全点検を実施し、前項に掲げる使用が可能と判断したときは、第2条第2項に掲げる農地の使用を許可するものとする。
3. 乙は、農地を他の者に使用させている場合にあっては、当該使用者に協力を依頼し、承諾を得るものとする。

(報告)

第5条 乙は、甲が防災協力農地の使用を終了したときは、防災協力農地使用報告書(様式第2号)を甲に提出するものとする。

(防災協力農地の使用の終了)

- 第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、防災協力農地の使用を中止し、土地の返還を求めることができるものとする。
- (1) 甲が、防災協力農地の使用の必要がなくなつたと判断し、乙に連絡した場合
 - (2) 乙が、防災協力農地の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡した場合
 - (3) 第4条の協力内容に対して防災協力農地を使用する者による迷惑行為、事故、提供農地以外の場所の占有又は利用等があつた場合
 - (4) その他合理的な理由により乙が防災協力農地の使用の終了を求め、甲がこれを了承した場合
2. 前項に規定する復旧対策物資及び仮設住宅の撤去に当たっては、甲は責任をもって対処するものとする。

(協力を要した費用等の負担及び請求)

第7条 本協定の協力を要した費用は甲が負担するものとする。

2. 前項の規定による使用料は、法令等で定めるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。
3. 甲は、乙から前条に定める費用の請求があつた場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、甲による第3条第1項に基づく要請及び第4条に関する農地の利用に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第9条 甲による第3条第1項に基づく要請及び第4条の実施により、乙に損害が生じた場合は、甲乙協議の上、その措置について決定するものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、甲は当該損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第10条 甲は、第6条の規定により防災協力農地の使用が終了した場合は、速やかに原状に復して乙に返還しなければならない。この場合において、原状回復に要する費用については、甲が負担するものとする。

(平時からの備え)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、平時から情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

(協定の変更又は解約)

第12条 乙は、農地の一部又は全部を防災協力農地として利用することが出来なくなったときは、その旨を甲に申し出ることにより、協定の変更又は解約することができる。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙の記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 千葉県野田市鶴奉7番地の1
野田市

野田市長 鈴木 有

乙

野 危 危 第 号
令 和 年 月 日

様

野 田 市 長

農 地 利 用 協 力 要 請 書

「災害時における防災協力農地の利用に関する協定書」第3条の規定に基づき、下記のとおり農地の利用協力を要請いたします。

記

1. 防災協力農地として利用する農地

地 番	地目	面積
野田市 番地		m ²

2. 要請内容

用途	要望 (○or×)	利用開始日時
仮設住宅建設用地		令和 年 月 日 時 分
復旧対策用地		令和 年 月 日 時 分

【担当】

野田市 危機管理課

(電話番号 : 04-7136-1779)

令和 年 月 日

野田市長 宛

防 災 協 力 農 地 使 用 報 告 書

令和 年 月 日付け野危危第 号に基づき、下記のとおり農地の利用を実施したことを報告します。

記

項 目	内 容
実施の期間	令和 年 月 日 時 分 ~ 令和 年 月 日 時 分
場 所	野田市
利用内容	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅建設用地として使用 ・復旧対策用地として使用 ・ (実施をした項目に○を記入)
備 考	

●立地適正化計画に係る事務

本事務は、「都市再生特別措置法」に基づき、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るため、届出により、居住誘導区域外における住宅開発・建築、都市機能誘導区域外における誘導施設の立地及び都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の動向を把握することを目的とするものです。

●立地適正化計画に係る届出の受付

○概要

都市再生特別措置法に基づき、区域内外における一定の要件に該当する開発行為、建築等行為について、届出を行うことを義務付けている。

届出対象行為

1. 開発行為

都市機能誘導区域外において

- ① 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

居住誘導区域外において

- ② 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ③ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000平方メートル以上のもの

2. 建築等行為

都市機能誘導区域外において

- ① 誘導施設を有する建築物を建築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物を建築しようとする場合
- ③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物をする場合

居住誘導区域外において

- ④ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ⑤ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合

3. 休廃止

都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

○事務の流れ

- ・届出対象行為者は、行為着手の30日前までに市に届出書及び届出書に係る資料を提出
- ・市は提出された届出に係る行為が計画に基づく立地の誘導を図る上で支障がないか審査し、支障があると認める場合は、都市再生特別措置法（第88条第3項、第108条第3項及び第108条の2第2項）に基づき、勧告等を行う場合がある。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

届出者 住 所

氏 名

連絡先

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途及び戸数	
	4 工事の着手予定年月日	令和 年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺1/1,000以上）
- ・設計図（土地利用計画図及び各階平面図 縮尺1/100以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書
- ・委任状（代理人に委任する場合）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p style="text-align: center;">都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="text-align: center;"> <p><input type="checkbox"/>住宅等の新築</p> <p><input type="checkbox"/>建築物を改築して住宅等とする行為</p> <p><input type="checkbox"/>建築物の用途を変更して住宅等とする行為</p> </div> </div> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(宛先) 野田市長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">連絡先</p>	
<p>1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p>所在地及び地目：</p> <p>合計面積：</p>
<p>2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途及び戸数</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途及び戸数</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>着手予定年月日： 令和 年 月 日</p> <p>完了予定年月日： 令和 年 月 日</p>

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ・住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書
- ・委任状（代理人に委任する場合）

行為の変更届出書

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

届出者 住 所

氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日： 令和 年 月 日

2 変更の内容：

3 変更部分に係る行為の着手予定日： 令和 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日： 令和 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

- ・従前の届出の添付書類で、変更する図書
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書
- ・委任状（代理人に委任する場合）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

届出者 住 所

氏 名

連絡先

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	令和 年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付図書)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（土地利用計画図、各階平面図 縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書
- ・委任状（代理人に委任する場合）

省令第19号様式（第52条第1項第2号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="text-align: center;"> <p><input type="checkbox"/> 誘導施設を有する建築物の新築</p> <p><input type="checkbox"/> 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p><input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為</p> </div> </div> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(宛先) 野田市長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">連絡先</p>	
<p>1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p>所在地及び地目：</p> <p>合計面積：</p>
<p>2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>誘導施設部分の延べ床面積： 平方メートル</p>
	<p>着手予定年月日： 令和 年 月 日</p> <p>完了予定年月日： 令和 年 月 日</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ・建築物の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書
- ・委任状（代理人に委任する場合）

行為の変更届出書

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

届出者 住 所

氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日： 令和 年 月 日
- 2 変更の内容：
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 令和 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 令和 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

- ・従前の届出の添付書類で、変更する図書
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書
- ・委任状（代理人に委任する場合）

誘導施設の休廃止届出書

令和 年 月 日

（宛先）野田市長

届出者 住 所

氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称：

用途：

所在地：

2 休止（廃止）しようとする年月日

令和 年 月 日

3 休止しようとする場合にあつては、その期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

4 休止（廃止）に伴う措置

（1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

（2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

（添付書類）

・案内図（縮尺 1/2, 500）

令和8年2月25日

(届出先) 野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	野田市木造住宅耐震診断費及び耐震改修工事費補助金等交付事務 (2701-008)
届出部課等の名称	都市部都市計画課建築指導担当
変更年月日	令和8年4月1日
変更の理由	旧耐震基準 (S56年5月31日以前) による木造住宅の耐震診断及び改修工事補助金に加えR8年度から除却費補助金を追加するもの。
変更内容	事務の名称・目的・概要・対象者の欄に除却費の文言を追加する。
備考	

	目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） <input type="checkbox"/> 1項（法令） <input type="checkbox"/> 2項1号（本人同意・本人提供） <input type="checkbox"/> 2項2号（相当理由利用） <input type="checkbox"/> 2項3号（相当理由提供） <input type="checkbox"/> 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）
外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託 (<input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有⇒結合先：
個人情報ファイル簿	<input type="checkbox"/> 有⇒ファイルの名称：

木造住宅除却工事費補助金

補助金申請の手引き

住宅倒壊による被害を未然に防ぐため、倒壊の危険性のある木造住宅の除却工事を行う場合、一定の条件(条件については都市計画課に問い合わせ下さい)を満たす方は、市の補助を受けることができます。下記の条件に適合し、補助を希望する方は下記の説明に沿って、補助の手続きを進めて下さい。※補助金には予算がありますので、あらかじめご承知おきください。

補助を受けるための条件

1. 申請者自ら一戸建ての木造住宅を所有していること。

- 借家、共同住宅及び長屋住宅は対象になりません。
- 所有者が複数いる場合は、全員の同意が必要です。

2. 昭和56年5月31日以前に建築し、又は着工された一戸建ての2階建て以下の木造在来工法によって造られている住宅で、倒壊する可能性のあるもの。

(注)昭和56年6月1日以後に増築・改築をした場合は、補助の対象になりません。

- 事務所や店舗等、住宅の用途以外と併用の場合は延べ面積の半分以上が住宅として使用されている必要があります。また、木造一戸建てでも、ツーバイフォー工法、木質パネル工法、丸太組工法等の住宅は対象になりません。
- 建築基準法等に違反している場合は対象外です。

3. 市税を滞納していないこと。

4. 過去に耐震改修工事に係る補助金の交付を受けていないこと。

5. 耐震診断の結果、上部構造耐力の評点が1.0未満又は耐震診断調査票で倒壊の危険性があると判断されたもの。

※耐震診断調査票・・・「旧耐震基準の木造住宅の除去における容易な耐震診断調査票」

6. 除却工事を行う者(施工者)の条件

- 野田市内に本店、支店、営業所等を開設している者で、建設業法の土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けた者
- 野田市内に本店、支店、営業所等を開設している者で、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律の解体工事業者の登録を受けた者

7. 補助する金額

- 補助対象経費の23% (1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。ただし、200,000円を限度とする。
- 補助金は請負者に市が支払います。(代理受領制度。詳しくは建築指導担当まで)

補助を受けるまでの流れ

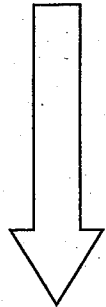
1. 事前相談

- ・・・補助対象の要件チェック
- ・不明な場合は都市計画課にお問い合わせ下さい。
- ・契約前、工事着手前に申請



2. 補助金の申請

- ・・・補助金交付申請書
- 必要書類
- ①登記事項証明書等
 - ②除却工事に係わる見積書の写し
 - ③耐震診断結果報告書又は容易な耐震診断調査票
 - ④木造住宅の図面及び外観写真
 - ⑤所有者が複数いる場合は、除却の実施について所有者全員の同意を得たことを証する書類
 - ⑥施行者の資格を証する書類
 - ⑦記載事項証明書【納税に関する事項】



3. 交付の決定

- ・・・補助金交付決定通知書

☆中止又は変更が生じる場合は、再度申請が必要です。

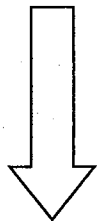


4. 除却工事を実施する



5. 除却工事完了

- ・・・完了報告書
- 必要書類
- ①除却工事完了報告書
 - ②除却工事に関する契約書の写し
 - ③除却工事に要した費用の領収書の写し
 - ④除却工事写真
 - ⑤委任状



※代理受領制度により、補助金は施行者に支払われます。
施行者には、補助金を差し引いた分を支払います。

6. 額の確定通知

- ・・・補助金交付額確定通知書



7. 補助金の請求

- ・・・補助金交付請求書

☆3月15日までに請求して下さい。



8. 補助金の支払い

問い合わせ 野田市役所 都市計画課建築指導担当
04-7199-7603(直通)
04-7125-1111(代表)(内線 2686-2994)

個人情報取扱事務登録簿

		区 分 <input type="checkbox"/> 共通 <input checked="" type="checkbox"/> 個別	
市の機関の名称	市長	届出部課等の名称	福祉部 障がい者支援課
関係課等の名称			
届出年月日	R8.3.10	開始年月日	R8.4.1
		最終変更年月日	
事務の名称	野田市医療的ケア児者在宅レスパイト事業に関する事務		
事務の目的	医療的ケア児者及びその家族に対する支援として、訪問看護事業所に在宅の医療的ケア児者への一定時間の医療的ケア及び療養上の介助を行わせることで、医療的ケア児者の健康の保持、家族の休息時間の確保及び介護負担の軽減等を図ることを目的とする。		
事務の概要	① 利用者（又は家族）は、訪問看護事業所に本事業の利用を相談する。 ② 利用者（又は家族）は、市に本事業の利用を申請する。 ③ 市は、利用者（又は家族）に本事業の利用の決定の通知をする。 ④ 利用者（又は家族）は、訪問看護事業所とサービス提供日の調整を行う。 ⑤ 訪問看護事業所が、医療的ケアを必要とする方の医療的ケアや見守り等のサービスを提供する。 ⑥ 訪問看護事業所は、提供月の翌月に本事業の実施状況を本市に報告する ⑦ 市は、書類を確認し、訪問看護事業所に規則に定める費用を支払う。		
対象者	申請者及び申請に係る障がい児者		
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係	
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 主治医 <input checked="" type="checkbox"/> 利用している訪問看護事業所 <input checked="" type="checkbox"/> 訪問看護指示書及び計画書の内容	
	その他	<input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____	
収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人の親族 <input type="checkbox"/> 市の機関又は議会 () <input type="checkbox"/> 他の行政機関等又は他団体の議会 () <input type="checkbox"/> 公の情報 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (サービス提供事業所)		
経常的な目的外利用・提供先	<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目 () <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目 () <input type="checkbox"/> 市の機関又は議会 () <input type="checkbox"/> 他の行政機関等又は他団体の議会 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
	目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） <input type="checkbox"/> 1項（法令） <input type="checkbox"/> 2項1号（本人同意・本人提供） <input type="checkbox"/> 2項2号（相当理由利用） <input type="checkbox"/> 2項3号（相当理由提供） <input type="checkbox"/> 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）		
外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託 (<input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理		
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有⇒結合先：		
個人情報ファイル簿	<input type="checkbox"/> 有⇒ファイルの名称：		

野田市医療的ケア児者在宅レスパイト事業について

1 概要

家族が休息、急用、就職活動等の理由により在宅介護を行うことができない場合に、自宅に訪問看護事業所から看護師・准看護師を派遣し、保護者等が行っている医療的ケア等を一定時間代替する事業。実績に応じた費用を市が訪問看護事業所に支払い、利用者負担は無料とする。

2 利用の流れ

- ① 利用者（又は家族）は、訪問看護事業所に本事業の利用の相談をする。
- ② 利用者（又は家族）は、市に本事業の利用を申請する。
- ③ 市は、利用者（又は家族）に本事業の利用の決定の通知をする。
- ④ 利用者（又は家族）は、訪問看護事業所とサービス提供日の調整をする。
- ⑤ 訪問看護事業所が、医療的ケアを必要とする方の医療的ケアや見守り等のサービスを提供する。
- ⑥ 訪問看護事業所は、提供月の翌月に本事業の実施状況を本市に報告する。
- ⑦ 市は、書類を確認し、訪問看護事業所に規則に定める料金を支払う。

3 収集する個人情報

収集する個人情報	収集する目的
氏名、住所、生年月日、性別、連絡先	利用決定のため。
障がい	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である者であって、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けたもの（身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める1級、2級又は3級の障がいのあるものに限る。）を対象者とするため。
家族情報	申請は家族が行うことを想定していることから、家族情報の収集も行う。
主治医、訪問看護指示書及び計画書の内容	訪問看護指示書等が確実に出ていないか確認するため。
利用している訪問看護事業所	市が費用負担をすることから、利用する事業所と協定の締結が必要となるため。

資料修正のため、空白ページです。

資料修正のため、空白ページです。

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

野田市医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用（変更）申請書

次のとおり申請します。なお、事業の実施に必要な利用者の情報について、野田市が訪問看護事業所から取得すること及び野田市が訪問看護事業所へ提供することについて同意します。

対象者	住 所			
	氏 名		性別	男 女
	生 年 月 日	年 月 日		
	医療的ケアの状況	人工呼吸器 経管栄養 たん吸引 酸素療法 気管切開 その他（ ）		
保護者	住 所		続柄	
	氏 名		性別	男 女
主治医	所 在 地			
	医療機関名称			
	医師の氏名			
利用する事業所※	1	所 在 地		
		名 称	サービス利用の同意を受けた日（ 年 月 日）	
	2	所 在 地		
		名 称	サービス利用の同意を受けた日（ 年 月 日）	
変更の場合は 変更事由				

※ 利用する事業所は、現在対象者に訪問看護を提供している事業者に限る。

※ 訪問看護指示書（有効期限内のもの）及び訪問看護計画書の写しを添付。

様

野田市長

野田市医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用（決定・更新・却下）通知書

野田市医療的ケア児等在宅レスパイト事業について、以下のとおり決定・更新・却下したので通知します。

1 決定（更新）内容

対象者	住 所			
	氏 名		性別	男 女
	生 年 月 日		年 月 日	
利用する事業所	1	所 在 地		
		名 称		
	2	所 在 地		
		名 称		
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで		
利用上限時間		4時間/月		

2 却下

理由

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

野田市医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用辞退届出書

野田市医療的ケア児等在宅レスパイト事業の利用について辞退しますので、野田市医療的ケア児等在宅レスパイト事業実施規則第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

利用決定者

氏 名

生年月日

辞退の理由

- 転出のため
- 対象者に該当しなくなったため
- その他 ()

第 年 月 日 号

様

野田市長

野田市医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用変更決定通知書

野田市医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用変更申請について、以下のとおり決定したので通知します。

対象者	住 所			
	氏 名		性別	男 女
	生 年 月 日	年 月 日		
利用する事業所	1	所 在 地		
		名 称		
	2	所 在 地		
		名 称		
有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
利用上限時間		4時間/月		

野田市医療的ケア児等在宅レスパイト事業サービス提供記録票
(年 月分)

(宛先) 野田市長

所在地
名称
代表者名

表記のことについて、次のとおりサービスを提供したので報告します。

利用者氏名		保護者氏名	※利用者が18歳未満の場合
利用者住所			

提供日	提供時間			看護師氏名	利用者等 確認欄 ※2
	開始	終了	時間※1		
月 日	: ~ :		時間 分		
月 日	: ~ :		時間 分		
月 日	: ~ :		時間 分		
月 日	: ~ :		時間 分		
月 日	: ~ :		時間 分		
月 日	: ~ :		時間 分		
月 日	: ~ :		時間 分		
月 日	: ~ :		時間 分		
月 日	: ~ :		時間 分		
月 日	: ~ :		時間 分		
提供時間合計			時間 分		

※1 提供時間は、1時間以上30分単位(30分未満切捨)

※2 署名又は押印

野田市医療的ケア児等在宅レスパイト事業実績報告書兼請求書
(年 月分)

(宛先) 野田市長

所在地
名称
代表者名

表記のことについて、次のとおりサービスを提供したので、サービス提供記録票を添えて報告するとともに請求します。

請求金額 _____ 円

利用者氏名	提供時間合計 ※	金額 (円)
	時間 分	円
	時間 分	円
	時間 分	円
	時間 分	円
	時間 分	円
	時間 分	円
	時間 分	円
	時間 分	円
時間・金額合計	時間 分	円

※ サービス提供記録票の合計と一致することを確認してください。

野田市喀痰吸引等研修受講料等助成金交付事業について

1 概要

喀痰吸引等を必要とする医療的ケア児者の日常生活を支援するため、雇用する職員に喀痰吸引等研修を受講させる事業者に対し、研修受講に要する経費について助成するもの。

2 対象者

次の要件全てに該当する事業所を運営する者

- ① 雇用する職員に、喀痰吸引等研修を修了させていること。
- ② 事業所において、喀痰吸引等が必要な医療的ケア児者の受入れを予定している、又は積極的に受け入れる意思があること。
- ③ 事業所を運営する者が、喀痰吸引等研修の受講料を全額負担していること。

3 助成の流れ

- ① 任意の登録研修期間で喀痰吸引等研修を受講し、研修修了証明書の交付を受ける。
- ② 千葉県から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける。
- ③ 事業所は、市へ助成金交付申請をする。
- ④ 市は、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定し、通知する。
- ⑤ 交付決定通知を受けた者は、市へ助成金の請求を行う。
- ⑥ 市は、助成金を交付する。

4 収集する個人情報

収集する個人情報	収集する目的
氏名、住所、生年月日、職業	喀痰吸引等研修を修了した職員との雇用関係を確認するため、雇用契約書の写しを求める。

資料修正のため、空白ページです。

資料修正のため、空白ページです。

資料修正のため、空白ページです。

資料修正のため、空白ページです。

年 月 日

(宛先) 野田市長

申請者 住 所
法人名
代表者職氏名
連絡先

野田市喀痰吸引等研修受講料等助成金交付申請書

喀痰吸引等研修受講料等助成金の交付を受けたいので、野田市喀痰吸引等研修受講料等助成金交付規則第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業所

事業所名		事業種別	
所在地			

2 交付申請額

_____ 円 ※交付申請額内訳書のとおり

3 添付書類

- ・ 登録研修機関が発行する研修修了証書の写し
- ・ 喀痰吸引等研修の受講料を登録研修機関に支払ったことが分かるもの
- ・ 喀痰吸引等研修を受講した職員の雇用契約書の写し
- ・ 交通費に係る経費内訳書
- ・ その他 ()

交付申請額内訳書

No	受講者		登録研修機関名	区分 ※1	受講料 ※2	交通費 ※3	交付申請額 ※4
	氏名	生年月日					
1		年 月 日			円	円	円
2		年 月 日			円	円	円
3		年 月 日			円	円	円
4		年 月 日			円	円	円
5		年 月 日			円	円	円
合計額※5							円

- ※1 区分の欄は、第1号研修、第2号研修、第3号研修のいずれかを記載すること。
- ※2 受講料の欄は、受講料、テキスト代、賠償責任保険代等の合計額を記載すること。
- ※3 交通費の欄は、研修会場までの最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の交通費により計算した額を記載し、別途内訳書を添付すること。
- ※4 交付申請額の欄は、受講料と次の区分ごとの助成上限額を比較したときの低い方の額に交通費を加えた額を記載すること。
- ※5 合計額の欄に記載した金額は、申請書の交付申請額と一致すること。

第 号
年 月 日

様

野田市長

印

野田市喀痰吸引等研修受講料等助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった野田市喀痰吸引等研修受講料等助成金については、下記のとおり交付・不交付することに決定しました。

記

1 交付

助成金の交付決定額

円

2 不交付

理由

年 月 日

(宛先) 野田市長

請求者 住 所
法人名
代表者職氏名

野田市喀痰吸引等研修受講料等助成金交付請求書

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	
支店	
預金種目	
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

個人情報取扱事務登録簿

区 分 共通 個別

市の機関の名称		市長	届出部課等の名称		人権・男女共同参画推進課
関係課等の名称					
届出年月日		R8.3.10	開始年月日	R8.4.1	最終変更年月日
事務の名称					
野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度					
事務の目的					
全ての市民が多様な生き方を選択できる環境に寄与する。					
事務の概要					
現行の法律では婚姻を認められていない二者が、互いを人生のパートナーであると約束した関係であることや、その親族関係にある者と家族として尊重し、協力し合う関係にあると市へ届け出たことを証明する。					
対象者					
① 届け出たい二人がともに成年（18歳以上）である。 ② パートナーシップ関係にある二人又はいずれか一人が野田市民である。ただし、DV被害者等であって住民基本台帳法上の住所地を野田市にすることができない方については、居所が市内であれば対象とする。 ③ 法律上の結婚をしていない。 ④ 届出しようとする二人以外とパートナーシップ関係にない。 ⑤ 直系血族、3親等以内の親族関係でない。 （同性間でパートナーシップ関係にある二人が養子縁組をしている場合を除く。）					
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 性自認 <input checked="" type="checkbox"/> 通称名 <input checked="" type="checkbox"/> パートナーシップ関係の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 居住実態の有無			
	その他	<input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____			
収集先					
<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人の親族 <input type="checkbox"/> 市の機関又は議会（ _____ ） <input checked="" type="checkbox"/> 他の行政機関等又は他団体の議会（類似制度を導入している地方公共団体） <input type="checkbox"/> 公の情報（ _____ ） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）					
経常的な目的外利用・提供先					
<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： _____ 主な利用項目（ _____ ） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： _____ 主な提供項目（ _____ ） <input type="checkbox"/> 市の機関又は議会（ _____ ） <input type="checkbox"/> 他の行政機関等又は他団体の議会（ _____ ） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）					
目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項）					
<input type="checkbox"/> 1項（法令） <input type="checkbox"/> 2項1号（本人同意・本人提供） <input type="checkbox"/> 2項2号（相当理由利用） <input type="checkbox"/> 2項3号（相当理由提供） <input type="checkbox"/> 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）					
外部委託等					
<input type="checkbox"/> 外部委託（ <input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング ） <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理					
電子計算機結合					
<input type="checkbox"/> 無⇒結合先：					
個人情報ファイル簿					
<input type="checkbox"/> 有⇒ファイルの名称：					

野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度

※ 枠で囲んだ文章は条文等を表し、以下は条文等の考え方を解説したもの

野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱

〈考え方〉

(1) 名称

「野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」とします。

(2) 実施根拠

要綱

この制度は、対象となる方がパートナーシップ・ファミリーシップ関係にあると届け出た事実を証明する制度です。

具体的な権利を創設するものではなく、法律に寄らないところで受けられないサービスを利用できるようにし、多様な生き方を選択することができるようにするための制度ですので、条例ではなく、手続を定める要綱として制定するものです。

(3) 制度の法的効力

パートナーシップ・ファミリーシップ関係であることを届け出る書類を受領し、届出書受理証明書及び届出書受理証明カード（以下「証明書」及び「証明カード」という。）を交付します。

法律上の婚姻等とは異なる制度です。

※戸籍の記載が変わることはなく、相続、税金の控除等について婚姻等と同等の法的な権利や義務が発生するものではありません。

（目的）

第1条 この要綱は、個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言及び健康スポーツ文化都市宣言の理念にのっとり、全ての市民が多様な生き方を選択することができる環境に寄与するため、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度について必要な事項を定めることにより、「夢のある住みよいまち」・「元気で明るい家庭を築けるまち」の実現を図ることを目的とする。

〈考え方〉

個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言及び健康スポーツ文化都市宣言の理念にのっとり、全ての市民が多様な生き方を選択することができる環境に寄与するため、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度について

必要な事項を定めることにより、「夢のある住みよいまち」・「元気で明るい家庭を築けるまち」の実現を図ろうとするものです。

【参考】

個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言

わたしたち野田市民は、日本国憲法、地方自治法の基本理念に則り、地域の個性を生かしながら、基本的人権を尊重し、平和を尊ぶ野田らしいまちづくりに懸命に努力を続けている。

日本国憲法、地方自治法施行50周年の節目の年にあたり、わたしたちは、両法の重要性を再認識するとともに、市民憲章の精神、平和祈念碑の碑文の精神を育みつつ、豊かな自然と歴史を生かした健康な文化都市を目指すために、ここに野田市を「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市」とすることを宣言する。

平成9年5月5日

【参考】

野田市健康スポーツ文化都市宣言

健康は、わたしたち野田市民すべての願いであり、まちの活力の源です。生涯にわたり豊かに生き生きと健やかな生活を送るため、心身ともに健康を維持します。さらに、先人が培ってきた歴史や文化、豊かな自然に誇りを持ち、障がいのある人もない人も、子どもから大人まで、すべての人々がスポーツや文化活動を通じて、人と人との交流を深め、豊かな心とからだを育み、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、ここに『健康スポーツ文化都市』を宣言します。

- 1 健康への関心を持ち、スポーツに親しみ、豊かな心とからだをつくります。
- 1 郷土の歴史や伝統を学び、恵まれた文化や豊かな自然に誇りを持ち、次世代に繋いでいきます。
- 1 健康を維持し、スポーツや文化活動を通じて、人間力の向上を図り、人づくり、まちづくりに繋げ、明るく生き生きとした地域の輪を広げます。

令和5年4月1日

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ関係 性別を問わず互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済面、生活面及び精神面で、互いに責任を持って協力し合うことを約束した二者の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ関係 パートナーシップ関係にある者の3親等以内の親族関係にある者とパートナーシップ関係にある双方又は一方とが継続的に生活を共にし、家族として尊重し、協力し合う関係をいう。
- (3) 3親等以内の親族関係にある者 パートナーシップ関係にある者の3親等以内の親族及びこれらに相当する者として市長が適当と認める者をいう。

〈考え方〉

この要綱で使用される用語について、定義を示すものです。

(1) パートナーシップ関係

性別を問わず互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済面、生活面及び精神面で、互いに責任を持って協力し合うことを約束した二者の関係（異性間の事実婚カップルを含む。）とします。

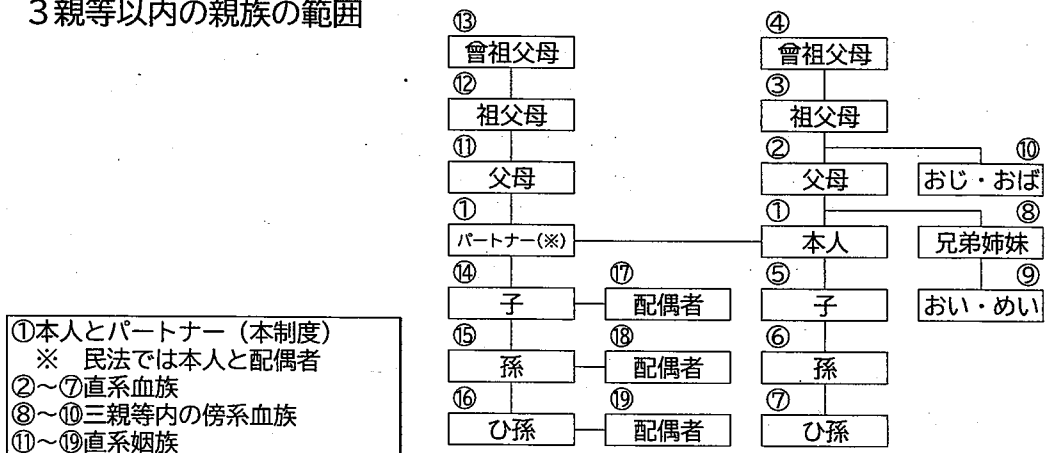
(2) ファミリーシップ関係

パートナーシップ関係にある双方又は一方と継続的に生活する子、親その他の3親等以内の親族関係にある者で家族として尊重し、協力し合う関係（養子及び養親を含む。）とします。

(3) 3親等以内の親族関係

本人とパートナーからみた、曾祖父母、ひ孫、甥・^{おい}・^{めい}姪までの範囲をいいます。法律上、婚姻（＝結婚）ができないとされている関係です。法定外の制度ですが、法律に準じた解釈で対応するものとします。

3親等以内の親族の範囲



(届出の対象者)

第3条 野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の届出をすることができる者は、パートナーシップ関係にあり、次条第1項の規定による届出をしようとする日において、次の各号のいずれにも該当する二者(以下「届出対象者」という。)とする。

(1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達している者であること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 双方又は一方が、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者であること。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

イ 双方又は一方が次条第1項の規定による届出をしようとする日の翌日から起算して3か月以内に本市への転入を予定していること。

(3) 双方とも婚姻していない者であること。

(4) 双方が、当該双方の野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に係る者以外の者とのパートナーシップ関係に含まれていないこと。

(5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない間でないこと。ただし、同性間でパートナーシップ関係にある二者が養子縁組をしている場合は、この限りでない。

〈考え方〉

届出の対象者について規定し、届出する二人が次の①から⑤までの要件をすべて満たしていることを要件とするものです。

①年齢

双方とも成年(18歳以上)である。

②住所

パートナーシップ関係にある二人又はいずれか一人が野田市民である。ただし、DV被害者等であって住民基本台帳法上の住所地を野田市にすることができない方については、居所が市内であれば対象とします。

③～⑤婚姻等

③ 配偶者がいない。

④ 届出しようとする二人以外とパートナーシップ関係にない。

⑤ 直系血族、3親等以内の親族関係でない。

(同性間でパートナーシップ関係にある二人が養子縁組をしている場合を除く。)

(届出の方法)

第4条 野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の届出をしようとする届出対象者は、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書(以下「届出書」という。)に署名し、次の各号に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 届出書に記載する全ての者の住民票の写し(届出書を提出する日前3か月以内に作成されたものに限る。)。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
- (2) 届出書に記載する全ての者の戸籍謄本、戸籍抄本その他現に婚姻をしていないことを証明する書類(日本の国籍を有しない者にあつては、次のいずれかの書類)(届出書を提出する日前3か月以内に作成されたものに限る。)
 - ア 在日本大使館等の外国の官公署が作成した婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文
 - イ アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申出書
- (3) 届出をしようとする日において、届出対象者のいずれもが本市に住所を有していないときは、当該日の翌日から起算して3か月以内に本市に転入を予定している届出対象者に係る転出証明書の写しその他の当該日の翌日から起算して3か月以内に本市に転入を予定していることを確認することができる書類
- (4) ファミリーシップ関係の届出に係る3親等以内の親族関係にある者が15歳以上のときは、野田市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

〈考え方〉

届出手続や必要書類について定めるものです。

① 届出の方法

- ・届出を希望する方は、届出書に必要書類を添えて市へ届け出ます。
- ・届出日に市役所の窓口へ来所し、届出書に自ら署名いただきます。
(特別な事情がある場合は代筆を可能とします。)
- ・なお、届出書において、第11条の規定に基づき届出が無効となった場合には、証明書及び証明カードに記載された交付番号を公表することに同意していただきます。

② 必要書類

ア 届出に関する書類

- ・野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書(表面)

- ・野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出の確認書（裏面）要件を満たしていることを書面で確認するものです。

イ 住所確認

- ・住民基本台帳に記載されていることが確認できる書類
- ・住民票の写しや住民基本台帳を市職員が閲覧することに同意する書類

ウ 独身確認

- ・戸籍抄本等（婚姻していないことが確認できる書類）
- ・外国籍の方の場合、国籍を有する大使館などの官公署が発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書に日本語の翻訳文を添付する。

エ 届出時に、双方がともに野田市民でない場合

- ・野田市へ転入することが分かる書類
（例）転出証明書、公営住宅の入居許可証

オ 3親等以内の親族がファミリーシップ関係を届出する場合

ファミリーシップ関係の証明を希望する場合のみ届出できる。
年齢制限はなし。

- ・野田市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する同意書
15歳以上の場合は本人、15歳未満は親権者が記載する。
- ・双方又は一方との関係性が確認できる書類
（住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍抄本等）

同意書の記載年齢のうち「15歳以上は本人」とすることについて、民法第961条において、15歳に達した者は、遺言をすることができることと定められており、一定の意志決定が表明できること、先行他市の事例で15歳が採用されていることから、野田市においても15歳以上は本人の意志に基づく申請とします。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第1号及び第2号の書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

〈考え方〉

本市において公簿等により前項第1号及び第2号の書類により証明すべき事実を確認することができるときは、当該書類の省略を可能とするものです。

3 市長は、届出対象者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第1号に規定する公用旅券又は同条第2号に規定する一般旅券
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証
- (4) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード
- (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が作成した免許証、許可証又は資格証明書であって、本人の顔写真が貼付されたものその他の市長が相当と認める書類

〈考え方〉

本人確認の方法を示すものです。

官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等を提示いただきます。

（例）個人番号カード、旅券、運転免許証、在留カード

4 第1項の規定による届出をした日において届出対象者のいずれもが本市に住所を有していないとき（第3条第2号アただし書の規定に該当する場合を除く。）は、いずれかの届出対象者は、当該日の翌日から起算して3か月以内に、本市に転入し、住民票の写し等の本市に転入したことを証明する書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、本市に転入した事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

〈考え方〉

届出時に、双方がともに野田市民でない場合、届出書を提出した日の翌日から起算して3か月以内に、本市に転入した上で、転入したことが分かる書類を提出いただくことで、証明書を交付しようとするものです。

（3か月を経過する日が閉庁日の場合は、書類の提出は、その日以後の最も近い開庁日を期限日とします。）

また、本市に転入したことについて、本市において公簿等において確認することができるときは、転入したことを証明する書類の省略を可能とするものです。

(通称名の使用)

第5条 戸籍に記載されている氏名(戸籍法(昭和22年法律第224号)に基づく戸籍に記載されていない者)については、これに準ずるもの)以外の呼称であって社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称名」という。)を有する者は、前条第1項の規定による届出において、当該通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、前条第1項の規定による届出の際、市長に対し、社会生活上日常的に当該通称名を使用していることを確認することができる書類を提出しなければならない。

〈考え方〉

通称名(戸籍上の氏名に代わるものとして広く通用しているもの)での届出を可能とするものです。

・日常生活において使用している通称名が確認できる書類

(例) 官公署が発行した通称名の記載がある書類

職場等が交付している通称名の使用が分かる書類

(証明書及び証明カードの交付)

第6条 市長は、届出書を受理したときは、第4条第3項に規定する方法による本人確認(以下「本人確認」という。)を行った上で、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明書(以下「証明書」という。)及び野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明カード(以下「証明カード」という。)を交付するものとする。この場合において、前条第2項の規定による書類により社会生活上日常的に当該通称名を使用していることを確認することができた者については、証明書及び証明カードに、戸籍に記載されている氏名(戸籍法に基づく戸籍に記載されていない者)については、これに準ずるもの)のほか、通称名を記載するものとする。

〈考え方〉

市が交付する書類について定めるものです。

①野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明書

ア 受理証明の文言(「届出したこと」を証明)

イ 届出対象者の氏名

(希望に応じて戸籍上の氏名または通称名、あるいはその併記)

ウ 届出対象者の生年月日

エ 届出日

オ 交付番号

カ 親及び子の氏名及び生年月日

②野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明カード
受理証明書と同様の内容を記載した、携帯可能なサイズのカード

※ 社会生活上日常的に通称名を使用していることが確認できたときは、通称名を証明書及び証明カードに記載することができます。

2 届出対象者は、窓口で証明書又は証明カードの交付を受けようとするときは、届出対象者本人であることを明らかにするため、本人確認書類の原本を提示しなければならない。

〈考え方〉

市が交付する書類を受領する時には、本人へ間違いなく渡すため、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等の原本を提示していただくものです。

(例) 個人番号カード、旅券、運転免許証、在留カード

(証明書及び証明カードの再交付)

第7条 前条の規定により証明書又は証明カードの交付を受けた者(以下「届出者」という。)は、証明書又は証明カードを紛失し、毀損し、又は汚損したときは、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明書等再交付申請書に証明書又は証明カードを添えて(紛失の場合を除く。)市長に提出することにより、証明書又は証明カードの再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、本人確認を行った上で、証明書又は証明カードを交付するものとする。

3 紛失の事由により第1項の規定による申請をした者は、紛失した証明書又は証明カードを発見したときは、速やかに、当該証明書又は証明カードを市長に返納しなければならない。

〈考え方〉

証明書及び証明カードの再交付について定めるものです。

- ・証明書又は証明カードを紛失、き損、汚損した場合などは、再交付を受けることができます。
- ・再交付を希望する場合は、再交付申請書を提出する必要があります。
- ・再交付を行う場合は、本人確認を行います。

紛失の事由により再交付の申請をした場合は、紛失した証明書又は証明カードを発見したときは、当該証明書又は証明カードを返納していただく必要があります。

(証明書及び証明カード記載事項の変更)

第8条 届出者は、届出書の記載事項に変更があったときは、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載事項変更届（以下「変更届」という。）に、その事実を証する書類並びに証明書及び証明カードを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更届を受理した場合において証明書又は証明カードの記載事項の変更が必要であると認めるときは、その記載事項を変更し、本人確認を行った上で、変更後の証明書及び証明カードを交付するものとする。

〈考え方〉

証明書に記載した事項を変更する手続について定めるものです。

(1) 要件

- ・氏名(通称名を含む。)や住所等に変更があったときやファミリーシップ関係にある者に変更があったとき。

(2) 方法

- ・野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載事項変更届に、当該変更の事実が分かる書類(ファミリーシップ関係にある者を追加する場合は、第4条に規定する書類も事実確認書類として必要となります。)を添付して提出していただきます。
- ・変更後の証明書は本人確認をした上で交付します。

(子の氏名の削除)

第9条 届出書に子として氏名が記載されている者であって15歳に達したものは、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出に関する申立書(以下「申立書」という。)を市長に提出することにより、届出書の記載事項から自身の氏名を削除する申立てを行うことができる。

2 市長は、前項の申立てを行う者が本人であることを確認するため、本人確認を行うものとする。

3 市長は、申立書を受理したときは、届出者に対して、既に交付した証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。この場合において、届出者は、証明書及び証明カードを返還しなければならない。

4 市長は、前項の規定による返還を受けた場合には、当該申立書の提出者の氏名を削除し、当該届出者に対して、本人確認を行った上で、削除後の証明書及び証明カードを交付するものとする。

〈考え方〉

ファミリーシップ関係の届出対象者のうち、15歳未満の子について、その子が15歳に到達した以降でファミリーシップ関係を望まない場合、自らの意思で証明書から自身の氏名を削除できるようにするものです。

- ・届出書に子として氏名が記載されている15歳以上の子について、本人が希望する場合にファミリーシップ関係を解消することができます。
 - ・ファミリーシップ関係を解消しようとするときは、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出に関する申立書を提出していただきます。
- (15歳未満の子については、第8条第1項の規定により、親権者による変更届の提出によって、ファミリーシップ関係の解消が可能です。)

(証明書及び証明カードの返還等)

- 第10条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明書等返還届（以下「返還届」という。）に、その事実を証する書類（第2号又は第3号に該当するときに限る。）並びに証明書及び証明カードを添えて市長に提出しなければならない。
- (1) パートナーシップ関係又はファミリーシップ関係が解消されたとき。
 - (2) 一方が死亡したとき。
 - (3) 第3条第2号から第4号までのいずれかの規定に該当しなくなったとき。
- 2 前項の規定により返還届が提出された場合（同項第2号に該当する場合に限る。）において届出書に記載されている全ての者（死亡した者及び提出日において15歳未満の者を除く。）のパートナーシップ関係又はファミリーシップ関係を継続する旨の同意があるときは、当該パートナーシップ関係又はファミリーシップ関係を継続できるものとする。この場合において、届出者は、届出書に記載されている全ての者のパートナーシップ・ファミリーシップの継続に関する同意書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の同意書を受理したときは、記載事項の変更を行い、本人確認を行った上で、変更後の証明書及び証明カードを交付するものとする。

〈考え方〉

証明書及び証明カードを返還していただく場合の要件と手続について定めるものです。

(1) 証明書及び証明カードを返還していただく場合

- ① 双方の意思により、パートナーシップ関係が解消されたとき。
 - ② 届出者の一方が死亡したとき（一方のパートナーが関係の継続を希望する場合を除く。）。
 - ③ 双方が市外転出するなど、市内に住所を有しなくなったときやいずれか一方が婚姻をするなど、届出の対象者に該当しなくなったとき。
- ※ 連携団体に転出し、転出先で継続の手続をする場合で、第12条第5項の規定の適用を受ける場合は、返還は不要となります。

(2) 返還手続

- ・野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明書等返還届に、証明書及び証明カードのほか、死亡診断書の写しなどの返還届に係

る事実が分かる書類を添付していただきます。

(3) 死亡に関する特例

- ・届出者の1人が死亡し、死亡した者以外で証明書に氏名が記載されている全員が同意した場合は、証明書の効果を継続することができます。
- ・パートナーシップ・ファミリーシップを継続する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの継続に関する同意書を提出していただきます。
- ・死亡した者以外の届出者から同意書が提出された場合、市は、本人確認を行った上で、変更後の証明書及び証明カードを交付します。

(届出の無効)

第11条 市長は、届出者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出者に係る届出を無効とし、証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により証明書又は証明カードの交付を受けたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により証明書及び証明カードを利用したと認められるとき。
- (3) 証明書又は証明カードを第三者に貸与又は譲渡したことが判明したとき。
- (4) この要綱の規定に基づく義務に反することとなったとき。

2 前項の規定により証明書及び証明カードの返還を求められた届出者は、既に交付されている証明書及び証明カードを速やかに市長に返還しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により届出を無効としたときは、前項の規定により証明書及び証明カードの返還がなされるまでの間、当該無効に係る証明書及び証明カードの交付番号について、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

〈考え方〉

届出を無効とする場合について規定するとともに、当該規定に該当する場合に、交付されている証明書及び証明カードの返還を求めるものです。

返還を求められた届出者は、速やかに証明書及び証明カードを返還しなければならないこととします。

なお、届出を無効にしてから返還されるまでの間は、無効に係る証明書及び証明カードによりサービスが提供されることのないよう、市ホームページなどにおいて、証明書及び証明カードに記載する交付番号を用いて（個人情報等に配慮し、交付番号によるものとします。）当該証明書及び証明カードが無効であることを公表することとします。

(転入又は転出の場合の継続の手続)

第12条 第4条第1項の規定にかかわらず、本市に転入した者で、本市がパートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る連携をしている他の地方公共団体（以下「連携団体」という。）において、証明書又は証明カードに類する書類（以下「証明書等類似書類」という。）の交付を受けている者は、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ継続届出書（以下「継続届出書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより、引き続きパートナーシップ関係又はファミリーシップ関係である旨の届出を行うことができる。この場合においては、同条第3項及び第5条の規定を準用する。

- (1) 転出元である連携団体が交付した証明書等類似書類
 - (2) 住民票の写し等転入したことを証明する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第2号の書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。
- 3 市長は、継続届出書を受理したときは、第4条第1項の規定による届出があったものとみなす。
- 4 市長は、前項の規定の適用により証明書及び証明カードの交付をしたときは、当該交付を受けた者の転出元の連携団体に対し、その旨を通知するものとする。
- 5 第10条第1項の規定にかかわらず、本市から連携団体に転出した者が連携団体においてパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に係る継続に係る手続を行い、連携団体からその旨の通知があったときは、同項の規定による手続を省略することができるものとする。

〈考え方〉

本制度は、効果が野田市内に限定されることから、類似の制度を持つ自治体から転入又は転出する場合、転出先の自治体で改めて手続が必要となります。

類似の制度を持つ自治体と連携することで、連携団体間における転入・転出の場合は、転出先の自治体への手続のみ行い、転出元の自治体への手続は不要となるほか、転出先の自治体への「独身であることを確認する書類（戸籍謄本等）」の提出を省略することができるようにするものです。

c

第2項は、本市に転入したことについて、本市において公簿等において確認することができるときは、転入したことを証明する書類の省略を可能とするものです。

第5項の規定の適用を受けるためには、転出先の自治体において、転出元であ

る野田市への継続に係る通知をすることに同意をしていただく必要があります。

(市の責務)

第13条 市は、市民、事業者等がこの要綱の目的の理解を深めることで、パートナーシップ関係又はファミリーシップ関係にある者が社会生活の中で最大限に尊重され、公平かつ適切な対応を受けられるよう、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の啓発活動及び広報活動に努めるものとする。

2 市は、届出者が証明書又は証明カードを提示することにより行政サービスを支障なく利用することができるよう、各種施策を適切に推進するものとする。

〈考え方〉

市の責務について定めるものです。

(1) この要綱の目的の実現のためには、市民、事業者等の皆様のご理解・ご協力が必要であることから、市は、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の啓発活動及び広報活動に努めます。

(2) 各種施策の推進について

- ・パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を利用することで、これまで利用できなかった行政サービスを支障なく利用することができるよう、市は、各種施策を適切に推進します。
- ・先行導入自治体の事例などを参考にしつつ、利用することができる行政サービスは、適宜拡充します。

(届出書等の保存)

第14条 届出書及び変更届の保存期間は、野田市行政文書管理規則（令和6年規則第1号）第10条第1項に規定する長期とする。

2 前項の規定にかかわらず、届出書又は変更届に係るパートナーシップ関係又はファミリーシップ関係が解消され、又は無効となったときの当該届出書又は変更届の保存期間は、1年とする。

〈考え方〉

届出書及び変更届は、証明書及び証明カードの交付の根拠となるものであることから、常用文書として事務室内で保存するとともに、当該届出書及び変更届に係るパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度が解消され、又は無効となるまでは、保存する必要があることから、野田市行政文書管理規則第10条第1項の規定の例外(原則は、同項の規定により文書管理責任者が定めます。)

として、本条においてその保存期間を定めようとするものです。

なお、届出書又は変更届に係るパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度が解消され、又は無効となったときは、長期に保存する必要性がなくなることから、そのときの保存期間は最も短い1年とするものです。

【参考】

○ 野田市行政文書管理規則

(行政文書の保存期間)

第10条 文書管理責任者は、当該課又は出先機関において保有する行政文書について、別表に定める基準に従い、長期、10年、5年、3年又は1年の種別による保存期間を定めるものとする。

2～7 (略)

(補則)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

〈考え方〉

証明書や証明カード等の様式のほか、本要綱に記載されていないが、本制度の実施に関して定めるべき必要な事項が発生した場合には、別に定めることで円滑な運用を図るものです。

なお、様式は、告示により公表し、その他の事項については、個人情報に係る事項を除き、この考え方の記載に追記するなどの方法により公表する予定です。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

〈考え方〉

野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度は、令和8年度から開始することを定めるものです。

令和8年2月13日

(届出先) 野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	特定健康診査に関する事務 (3600 - 033)
届出部課等の名称	健康子ども部 保健センター
変更年月日	令和8年 4月 1日
変更の理由	受診率向上のため事務の概要を一部追加するため。
変更内容	事務の概要に以下を追加する。 (3) 未受診者勧奨 対象者を分析し、受診勧奨通知を発行、発送する。未受診者に対し、通知、電話による勧奨を行う。
備考	

	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (委託医療機関、国保連合会、事業主)
経常的な目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： <u>国民健康保険保健事業に関する事務</u> <u>主な利用項目 (同一年度内の健診受診の有無、氏名、宛名番号)</u> <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： <u>主な提供項目 (</u> <input type="checkbox"/> 市の機関又は議会 () <input type="checkbox"/> 他の行政機関等又は他団体の議会 () <input type="checkbox"/> その他 ()
	目的外利用・提供の理由 (法第69条第1項又は第2項) <input type="checkbox"/> 1項 (法令) <input checked="" type="checkbox"/> 2項1号 (本人同意・本人提供) <input type="checkbox"/> 2項2号 (相当理由利用) <input type="checkbox"/> 2項3号 (相当理由提供) <input type="checkbox"/> 2項4号 (統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供)
経常的な目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： <u>特定保健指導に関する事務</u> <u>主な利用項目 (健康情報、氏名、宛名番号、連絡先 等)</u> <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： <u>主な提供項目 (</u> <input type="checkbox"/> 市の機関又は議会 () <input type="checkbox"/> 他の行政機関等又は他団体の議会 () <input type="checkbox"/> その他 ()
	目的外利用・提供の理由 (法第69条第1項又は第2項) <input checked="" type="checkbox"/> 1項 (法令) <input type="checkbox"/> 2項1号 (本人同意・本人提供) <input type="checkbox"/> 2項2号 (相当理由利用) <input type="checkbox"/> 2項3号 (相当理由提供) <input type="checkbox"/> 2項4号 (統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供)
外部委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託 (<input checked="" type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有⇒結合先：
個人情報ファイル簿	<input checked="" type="checkbox"/> 有⇒ファイルの名称： <u>特定健康診査に関する事務ファイル</u>

特定健康診査について

1 目的

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、当該年度 40 歳以上の年齢に到達する野田市国民健康保険の加入者（被保険者及び被扶養者）を対象として、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目で健診を行う。

特定健康診査によりメタボリックシンドロームの該当者や予備群を早期に発見し、その要因となっている生活習慣を改善するための特定保健指導を行うことで、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目的とする。生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、特定健康診査は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づける。

2 事業の概要

住民基本台帳システム、国民健康保険システムと連携した健康管理システムにより対象者を抽出し、受診券を発行する。

対象者を分析し、受診勧奨通知を発行、発送する。健診未受診者に対しては通知、電話による勧奨を行う。

健診受診者は受診した医療機関から結果の通知を受け取る。医療機関、国保連合会、保健センターで健診結果を共有する。また、人間ドックや事業所等で受診した場合、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、その結果を特定健康診査の結果とみなす。受診者の同意の上、保健センターは国保年金課や事業主から健診結果を受領し、国保連合会へ登録する。

健診結果は健康管理システムにおいて管理し、必要と認められる受診者に対して保健指導や受療勧奨を行う。

3 事業対象者

健診の対象者（野田市国民健康保険加入者で当該年度 40 歳以上 75 歳未満の方）

4 収集する個人情報

要配慮個人情報：健康情報

上記以外：氏名、住所、年齢・生年月日、性別、連絡先、個人識別符号、公的扶助、問診票に記入された情報

特定健診受診率向上事業の事業全体の流れ

②生活習慣病予防対策
d)特定健診未受診者対策

本事業の目的は健診受診を促し生活習慣病の早期発見・予防につなげること。
AIによる精度の高い対象者抽出と最適な通知の送り分けによって効果的な行動変容を促します。

STEP1 | 対象者分析・抽出

- 頂いたデータを独自のAI技術を用いて解析し、受診を促すべき最適な勧奨対象を抽出
- 選定したターゲットの特性ごとのセグメントに細分化し、いつ、だれに、どのように勧奨すべきかを分析

STEP2 | 通知勧奨（対象者特性に応じた送り分け）

- 各セグメントの特性に基づき、ナッジ理論を活用した最適な通知を作成
- 選定したターゲットに対し、最適な通知を最適なタイミング・頻度で送り分け

STEP3 | 効果検証

- 事業の成果を科学的に分析・検証し、成果と今後に向けた課題を可視化
- 次年度対策立案に加え、経年で受診率向上が可能な事業モデルを構築

事業実施に必要なデータ

ご提出時期	区分	データ名	年度	補足情報	
約2か月前	資料デザイン	健診情報フォーマット	最新年度版	弊社ひな形	
	対象者データ	FKAC161 (173)	令和8~6年度	FKFCは特定健診等データ管理システムより取得	
	分析用データ	FKAC165	令和6~3年度	保健指導データ。優先順位付けに使用	
		FKAC167	令和7~3年度	健診用データ	
	宛名面印字用データ	被保険者管理台帳データ	提出時点で最新	KDBシステムより取得	
		宛名データ	提出時点で最新	<ul style="list-style-type: none"> 宛名データ指示書は弊社ひな形 外字ファイルは必要な場合のみ 	
		宛名データ指示書			
	除外データ	除外データ	除外データ	提出時点で最新	発送回毎に提出
		除外データ	除外データ	提出時点で最新	

令和8年2月13日

(届出先) 野田市長

届出者 野田市教育委員会 教育長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	子ども未来教室事業に関する事務 (4300 - 001)
届出部課等の名称	生涯学習課 生涯学習課
変更年月日	令和8年4月1日
変更の理由	子ども未来教室事業の目的を変更することによるもの
変更内容	事務の目的、収集項目、収集先
備考	

個人情報取扱事務登録簿

区 分 共通 個別

市の機関の名称	教育委員会	届出部課等の名称	生涯学習部 生涯学習課
関係課等の名称			
届出年月日	平成29年3月10日	開始年月日	平成29年4月3日
		最終変更年月日	令和8年2月13日
事務の名称	子ども未来教室事業に関する事務		
事務の目的	「児童生徒一人一人が自分に合った土曜日の過ごし方を選択し、自分の可能性を広げていく」という考えの下、令和8年度からは、土曜日の過ごし方の選択肢の一つとなるよう、学校で学習したいと希望する公立小中学校の児童生徒を対象に学習機会を提供する「子ども未来教室」を実施するもの。		
事務の概要	子ども未来教室の利用を希望する児童生徒の保護者から申込みを受け、学習支援を行う。		
対象者	受講児童生徒及びその保護者、講師		
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係	
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 通学先 <input checked="" type="checkbox"/> 学年 <input checked="" type="checkbox"/> 受講児童生徒の成績状況、進学状況、出席状況 <input checked="" type="checkbox"/> 入所している学童保育所名 <input checked="" type="checkbox"/> 講師の経歴	
	その他	<input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____	
収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人の親族 <input type="checkbox"/> 市の機関又は議会 () <input type="checkbox"/> 他の行政機関等又は他団体の議会 () <input type="checkbox"/> 公の情報 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (保護者) (委託業者)		
経常的な目的外利用・提供先	<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目 () <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目 () <input type="checkbox"/> 市の機関又は議会 () <input type="checkbox"/> 他の行政機関等又は他団体の議会 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
	目的外利用・提供の理由 (法第69条第1項又は第2項) <input type="checkbox"/> 1項 (法令) <input type="checkbox"/> 2項1号 (本人同意・本人提供) <input type="checkbox"/> 2項2号 (相当理由利用) <input type="checkbox"/> 2項3号 (相当理由提供) <input type="checkbox"/> 2項4号 (統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供)		
外部委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託 (<input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理		
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有⇒結合先：		
個人情報ファイル簿	<input type="checkbox"/> 有⇒ファイルの名称：		

子ども未来教室事業に関する事務にかかる登録簿の変更について

1 子ども未来教室事業の目的の変更について

子ども未来教室は、「市内の公立小学校及び公立中学校の児童生徒が学校の授業を理解できるよう、児童生徒の自主的な学習をサポートし、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場を設け、子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう支援するもの」として、小学校3年生と中学生の参加を希望する児童生徒を対象に事業を実施してきました。

令和8年度からは「児童生徒一人一人が自分に合った土曜日の過ごし方を選択し、自分の可能性を広げていく」という考えの下、市内一斉の土曜授業は令和7年度をもって終了し、土曜日の過ごし方の選択肢の一つとなるよう、学校で学習したいと希望する公立小中学校の児童生徒を対象に学習機会を提供するもの」として本事業を実施することになったことによるものです。

2. 事務の概要及び追加・削除項目について

(1)事務の概要

「子ども未来教室の利用を希望する児童生徒の保護者から申込みを受け、学習支援を行う」ことに変更ありません。

(2)収集項目

①要配慮個人情報の「障がい」を追加

配慮が必要な児童生徒が参加を希望する場合に、どのような配慮が必要かについて情報を収集するものです。

②上記以外の項目の「スクールバスの利用状況」を削除

令和7年度までの子ども未来教室においては、小学校3年生を対象に平日の放課後に事業を実施していたことから、スクールバスを利用している川間小学校の児童を事業終了後、指定場所まで送るために当該項目について収集が必要でした。

令和8年度からは、土曜日に開催することから、児童の参加にあたっては保護者に送迎の協力を依頼することとしているため、当該項目を削除するものです。

(3)収集先

「委託業者」を追加

本事業は、業務委託により実施するため、講師の経歴については、委託業者より収集するものです。

子ども未来教室（小学生）事業利用者名簿

実施場所

NO	受講児童氏名	学校名	年組	保護者氏名	住 所	電話番号	学童保育所名	備考
1		小学校	年組		野田市			
2		小学校	年組		野田市			
3		小学校	年組		野田市			
4		小学校	年組		野田市			
5		小学校	年組		野田市			
6		小学校	年組		野田市			
7		小学校	年組		野田市			
8		小学校	年組		野田市			
9		小学校	年組		野田市			
10		小学校	年組		野田市			
11		小学校	年組		野田市			
12		小学校	年組		野田市			
13		小学校	年組		野田市			
14		小学校	年組		野田市			
15		小学校	年組		野田市			
16		小学校	年組		野田市			
17		小学校	年組		野田市			
18		小学校	年組		野田市			
19		小学校	年組		野田市			
20		小学校	年組		野田市			

子ども未来教室（中学生）事業利用者名簿

実施場所

NO	受講生徒氏名	学校名	年組	保護者氏名	住 所	電話番号	備考
1		中学校	年組		野田市		
2		中学校	年組		野田市		
3		中学校	年組		野田市		
4		中学校	年組		野田市		
5		中学校	年組		野田市		
6		中学校	年組		野田市		
7		中学校	年組		野田市		
8		中学校	年組		野田市		
9		中学校	年組		野田市		
10		中学校	年組		野田市		
11		中学校	年組		野田市		
12		中学校	年組		野田市		
13		中学校	年組		野田市		
14		中学校	年組		野田市		
15		中学校	年組		野田市		
16		中学校	年組		野田市		
17		中学校	年組		野田市		
18		中学校	年組		野田市		
19		中学校	年組		野田市		
20		中学校	年組		野田市		

感震ブレーカー購入費等助成金支給に係る事務

1 事務の内容

大規模地震の際に電気火災の発生を防止するための感震ブレーカーを購入したものに對し、その購入及び設置に要した費用の一部を助成することにより、感震ブレーカーの設置を促進し、震災による被害の減少及び地域防災力の向上を図ることを目的とする。

市長は、「野田市感震ブレーカー購入費等助成金兼支給申請書」に必要書類を添えて申請された内容を、感震ブレーカー購入費等助成金支給規則に基づき審査をし、助成金の可否及び助成金額を決定する。その結果について、申請者に通知し、支給決定となった者へ助成金を支給する。

2 支給の条件及び内容

- (1) 助成対象の感震ブレーカーは、「一般財団法人日本消防設備安全センター」の認証を有するものとする。
- (2) 助成対象者は、自らが市内に所有し、居住している一戸建ての住宅（居住部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上の店舗、事務所等の併用住宅を含む。）に助成対象感震ブレーカーを設置したものとする。
- (3) 本市の住民基本台帳に記録されているもの。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 野田市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 助成金額は、購入等に要した経費の2分の1を乗じて得た額とする。ただし、5,000円を限度とする。
- (7) 助成金の支給は、1世帯につき1回とする。

3 収集する個人情報

申請者住所、氏名、連絡先、製品情報、設置建物の情報、振込先情報、税情報、領収書情報

野田市感震ブレーカー購入費等助成金支給規則

(目的)

第1条 この規則は、大地震の際に電気火災の発生を防止するための感震ブレーカーを購入した者に対し、予算の範囲内において、その購入及び設置に要した費用の一部を助成することにより、感震ブレーカーの早期の設置を促進し、もって震災による被害の減少及び地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(助成対象感震ブレーカー)

第2条 助成の対象となる感震ブレーカー（以下「助成対象感震ブレーカー」という。）は、地震発生時に住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための器具又は機器であって、「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」（平成27年2月大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会）で定める性能評価に基づく一般財団法人日本消防設備安全センターの認証を有するものとする。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象感震ブレーカーを購入した者（以下「購入者」という。）であって、自らが市内に所有し、及び居住している一戸建ての住宅（居住の用に供する部分が延床面積の2分の1以上であるものに限る。以下「住宅」という。）に当該助成対象感震ブレーカーを設置したもので次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該助成対象感震ブレーカーを購入した日から第5条の規定により助成金の支給の申請をする日までの期間において、継続して本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者であること。ただし、市長が必要であると認めるときは、この限りでない。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(3) 助成対象者と同一の世帯に属する者が野田市暴力団排除条例（平成23年野田市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(4) 助成対象者と同一の世帯に属する者が過去にこの規則に基づく助成金又は他の地方公共団体によるこの規則と同趣旨の助成金等の支給を受けていないこと。

（助成金の額等）

第4条 助成金の額は、助成対象感震ブレイカーの購入及び設置に要する費用の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、5,000円を上限とする。

2 前項の規定により算定した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（支給の申請）

第5条 助成金の支給を受けようとする助成対象者は、野田市感震ブレイカー購入費等助成金支給申請書兼請求書に次に掲げる書類等を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 助成対象感震ブレイカーの購入日、購入金額及び物品名を確認することができるもの

(2) 感震ブレイカーを設置した住宅を所有していることを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項第2号の書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

3 第1項の規定による申請は、助成対象感震ブレイカーを購入した日の翌日から起算して1年以内にしなければならない。ただし、傷病等やむを得ない理由により申請が遅延した場合は、この限りでない。

（支給の決定等）

第6条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否及び支給するときにおける助成金の額を決定し、野田市感震ブレイカー購入費等助成金支給決定（却下）通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給を決定したときは、速やかに申請者に助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により助成金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、助成金の支給の決定を取り消し、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたとき。

(2) この規則に違反したとき。

(免責)

第8条 この規則に基づく助成を受けて感震ブレイカーを設置した住宅において地震発生時に火災等の被害が生じた場合においても、市は、その責めを負わない。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に購入した助成対象感震ブレイカーに係る助成金について適用する。

(失効)

2 この規則は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

3 この規則の失効前に助成金の交付を受けた者に対する第7条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(宛先) 野田市長

住 所 野田市
 申請者兼請求者 氏 名
 電話番号

野田市感震ブレイカー購入費等助成金支給申請書兼請求書

感震ブレイカー購入費等助成金の支給を受けたいので、野田市感震ブレイカー購入費等助成金支給規則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請及び請求します。

購 入 設 置 品	製 品 タイプ	<input type="checkbox"/> コンセントタイプ <input type="checkbox"/> 簡易タイプ		
	メーカ一名			
	製 品 名		型 式	
	購 入 先		購 入 日	日付を選択
購 入 ・ 設 置 額 (税 込)		円	助 成 金 申 請 額	円 ^{※1}
設 置 場 所		野田市		<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 併用住宅
振 込 先	金 融 機 関 名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組 <input type="checkbox"/> 労金 <input type="checkbox"/> 農協		<input type="checkbox"/> 本 店 <input type="checkbox"/> 支 店 <input type="checkbox"/> 出張所
	口 座 種 別	<input type="checkbox"/> 普 通 <input type="checkbox"/> 当 座	口 座 番 号	
	ふ り が な			
	口 座 名 義 人			

※1 申請金額：購入費用の1/2 (100円未満の端数切り捨て)、上限5,000円

※2 申請条件：助成対象者は、一戸建ての住宅（居住部分の床面積が、建築延床面積の2分の1以上の店舗、事務所等との併用住宅を含む）を自らが市内に所有し、及び居住している者。

◎持参するもの

- (1) 申請者が本人であることを確認できるもの（例：マイナンバーカード、運転免許証など）
- (2) 申請人の振込先の分かる通帳またはキャッシュカード、WEB通帳の印刷物など

◎添付書類

- (1) 購入した感震ブレイカーの購入日、購入金額及び物品名を確認することができるもの
- (2) 申請者が当該住宅を所有していることを証明する書類
 (例：固定資産税額がわかる納税通知書、登記簿謄本などの写し)

誓 約 書 及 び 同 意 書

この助成金の交付に関し、野田市感震ブレイカー購入費等助成金支給規則に定める助成要件を満たしていることを誓約し、住民登録状況及び建物課税状況について、野田市の保有する公簿等により市の職員が閲覧確認することに同意します。

- 私は、市税の滞納はありません。
 私は、野田市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではありません。

申請者氏名 (自署)



【 記 入 例 】

令和 8 年 5 月 1 日

(宛先) 野田市長

住 所 野田市宮崎 126-2.

申請者兼請求者 氏 名 消防 太郎

電話番号 04-71-24-0000

野田市感震ブレイカー購入費等助成金支給申請書兼請求書

感震ブレイカー購入費等助成金の支給を受けたいので、野田市感震ブレイカー購入費等助成金支給規則第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請及び請求します。

購 入 設置品	製 品 タイプ	<input type="checkbox"/> コンセントタイプ <input checked="" type="checkbox"/> 簡易タイプ		
	メーカ ー 名	〇〇〇〇株式会社		
	製 品 名	××××××××××	型 式	AAA-123bbb
	購 入 先	野田電気店	購 入 日	令和 8 年 5 月 1 日
購 入・設置額(税込)		10,500 円	助成金申請額	5,000 円 ^{※1}
設 置 場 所		野田市宮崎 126-2		<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 併用住宅
振 込 先	金 融 機 関 名	消 防	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組 <input type="checkbox"/> 労金 <input type="checkbox"/> 農協	野 田
	<input type="checkbox"/> 座 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 普 通 <input type="checkbox"/> 当 座	口 座 番 号	1234567
	ふ り が な	しょうぼう たらう		
	口 座 名 義 人	野 田 太 郎		

※1 申請金額：購入費用の 1/2 (100 円未満の端数切り捨て)、上限 5,000 円

※2 申請条件：助成対象者は、一戸建ての住宅(居住部分の床面積が、建築延床面積の 2 分の 1 以上の店舗、事務所等との併用住宅を含む)を自らが市内に所有し、及び居住している者。

◎持参するもの

- (1) 申請者が本人であることを確認できるもの(例：マイナンバーカード、運転免許証など)
- (2) 申請人の振込先の分かる通帳またはキャッシュカード、WEB 通帳の印刷物など

◎添付書類

- (1) 購入した感震ブレイカーの購入日、購入金額及び物品名を確認することができるもの
- (2) 申請者が当該住宅を所有していることを証明する書類
(例：固定資産税額がわかる納税通知書、登記簿謄本などの写し)

誓 約 書 及 び 同 意 書

この助成金の交付に関し、野田市感震ブレイカー購入費等助成金支給規則に定める助成要件を満たしていることを誓約し、住民登録状況及び建物課税状況について、野田市の保有する公簿等により市の職員が閲覧確認することに同意します。

- 私は、市税の滞納はありません。
- 私は、野田市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではありません。

申請者氏名 (自署)

(印)

野消予第 号
日 付 を 選 択

様

野 田 市 長 鈴 木 有

野田市感震ブレーカー購入費等助成金支給決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった野田市感震ブレーカー購入費等助成金について、次のとおり決定したので、野田市感震ブレーカー購入費等助成金支給規則第6条第1項の規定により通知します。

1 支給決定者		
2 購入・設置品	<input type="checkbox"/> コンセントタイプ <input type="checkbox"/> 簡易タイプ	
	メーカー名	
	製品名	
	品番名	
3 決定事項	<input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 却下	
4 支給決定額	0 円	
5 却下の理由		

野消予第 号
日付 を 選 択

様

野 田 市 長 鈴 木 有

野田市感震ブレーカー購入費等助成金返還請求書

年 月 日付け第 号により支給が決定された野田市感震ブレーカー購入費等助成金については、野田市感震ブレーカー購入費等助成金支給規則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金の返還を命じます。

1 支給確定金額	金 円
2 助成金の既支給額	金 円 (年 月 日交付) (A)
3 変更後の支給決定額	金 円 (B)
4 返還すべき額	金 円 (A-B)
5 返還期日	年 月 日
6 返還を命ずる理由	

野田市感震プレーカー購入費等助成金支給管理台帳

番号	申請日		申請者		購入品		設置場所		審査					
	例	R8.12.31	住所	氏名	電話番号	タイプ	製品名/型式	購入日	購入額	住所	建物区別	建物所有	採択額	採択日
例	R8.12.31		宮崎28-2	消防 大郎	090-1234-5678	コンクリート	ZEN新井(ワカス)SND250GTα	R8.4.1	¥10000	宮崎28-2	戸建	有	¥5000	R8.5.15
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														

令和8年3月10日

(届出先) 野田市長

届出者 野田市消防長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	市税等の滞納整理事務 (0600-001)
届出部課等の名称	消防本部 予防課
変更年月日	令和8年 4月 1日
変更の理由	感震ブレーカー購入費等助成金支給に係る事務において、納付状況、滞納情報を参考にするため。
変更内容	経常的な目的外利用・提供先に感震ブレーカー購入費等助成金支給に係る事務の記載を追加する。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区 分		<input type="checkbox"/> 共通 <input checked="" type="checkbox"/> 個別	
市の機関の名称	市長	届出部課等の名称	企画財政部 収税課		
関係課等の名称					
届出年月日	H13.4.1	開始年月日	S25.5.3	最終変更年月日	R8.3.10
事務の名称	市税等の滞納整理事務				
事務の目的	滞納となっている市税等の把握及び整理（催告・徴収・不納欠損）のため				
事務の概要	<p>市税等の収納管理事務によっても市税等を収納できない情報を基に、自主納付を促すための催告を行い、特別な事情等により納付が困難な場合については、納付相談を実施し、生活状況、収支等の情報を聴き取りし、分割納付等により完納に導く。相談の中で、徴収猶予又は換価の猶予の要件に該当する場合は、申請を受け、内容を審査後、猶予許可（不許可）通知書を送付する。</p> <p>分割納付や猶予制度を活用しても資力がなく完納することが難しい場合は、滞納処分の停止（執行停止）を適用し納入義務消滅後、不納欠損処理を行い、完結に導く。</p> <p>催告後も納付がなく、納付の意思も確認できないときは、財産調査（預貯金、生命保険、給与等）や居宅等の捜索を実施し、換価価値があるものについては差押えを執行し、動産等についてはインターネット公売にかけて、換価した上、滞納分に充当する。差押えできる財産がない場合は、滞納処分の執行停止を行い、執行停止後、納入義務消滅又は時効が成立した場合は不納欠損処理を行う。</p> <p>また、市税等の滞納者が国民健康保険法に基づく、高額療養費、療養費等の還付がある場合に、本人同意のもと滞納分に充当する。</p>				
対象者	市税等の滞納者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input checked="" type="checkbox"/> 犯罪関係			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 個人識別符号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____			
	その他	<input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____			
収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人の親族 <input checked="" type="checkbox"/> 市の機関又は議会（収税課：市税等の収納管理事務、国保年金課、生活支援課、市民課、水道事業管理者） <input checked="" type="checkbox"/> 他の行政機関等又は他団体の議会（他市町村、県税事務所、法務局、日本年金機構） <input checked="" type="checkbox"/> 公の情報（官報、登記簿） <input checked="" type="checkbox"/> その他（民間企業、私人）				
経常的な目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称：感震ブレーカー購入費等助成金支給に係る事務 主な利用項目（納付状況・滞納情報） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ <input type="checkbox"/> 市の機関又は議会（ <input type="checkbox"/> 他の行政機関等又は他団体の議会（ <input type="checkbox"/> その他（				

